【資料１】

# 第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）
# （素案）

宮　　崎　　県

# 目　　次


**第１章　計画改定にあたって**　・・・・・・・６
　第１節　計画改定の趣旨　・・・・・・・６
　第２節　計画の位置づけ　・・・・・・・７
　第３節　計画期間　・・・・・・・７
　第４節　改定方法　・・・・・・・７

**第２章　森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢**　・・・・・・・８
　第１節　森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化　・・・・・・・８
　　１　人口減少・高齢化の進行　・・・・・・・８
　　２　生物多様性の重要性と森林・林業の役割　・・・・・・・８
　　３　多発・激甚化する自然災害　・・・・・・・９
　　４　法律の制定等の新たな動き　・・・・・・・９
　　５　木材の需要等の動向　・・・・・・・９
　　６　グリーン成長プロジェクトによる再造林の推進　・・・・・・１０

　第２節　本県の森林・林業・木材産業の現状と課題　・・・・・・１１
　　１　森林資源　・・・・・・１１
　　２　森林整備　・・・・・・１３
　　３　林業生産　・・・・・・１５
　　４　木材の加工・流通　・・・・・・２３
　　５　林業労働力　・・・・・・２５
　　６　県土の保全　・・・・・・２９
　　人口減少の影響について　・・・・・・３１

　第３節　森林・林業・木材産業に期待される役割　・・・・・・３３
　　１　森林の役割　・・・・・・３３
　　２　林業・木材産業の役割　・・・・・・３４
　　３　持続可能な開発目標（SDGs）への貢献　・・・・・・３４

**第３章　計画の目標と施策の基本方向**　・・・・・・３５
　第１節　目指す姿と基本目標　・・・・・・３５
　　１　基本的な考え方　・・・・・・３５
　　２　長期的に目指す森林の姿　・・・・・・３５
　　３　５年後の素材生産量と再造林面積　・・・・・・３９
　　４　森林・林業・木材産業の目指す姿　・・・・・・４０
　　５　基本目標　・・・・・・４１

　第２節　施策の基本方向と施策体系　・・・・・・４２
　　１　施策の基本方向　・・・・・・４２
　　２　施策体系　・・・・・・４３

**第４章　基本計画**　・・・・・・４４
　第１節　多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり　・・・・・・４４

1　適切な森林管理の推進 ・・・・・44
2　資源循環型の森林づくりの推進 ・・・・・46
3　安全・安心な森林づくりの推進 ・・・・・48

第２節　持続可能な林業・木材産業づくり ・・・・・50
1　効率的な林業経営と原木供給体制の確立 ・・・・・50
2　木材産業の競争力強化 ・・・・・52
3　県産材の需要拡大の推進 ・・・・・54
4　特用林産の振興 ・・・・・56
5　研究・技術開発及び普及指導 ・・・・・58

第３節　森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり ・・・・・60
1　山村地域の振興・活性化 ・・・・・60
2　林業・木材産業を支える担い手の確保・育成 ・・・・・62
3　森林（もり）を育み、支える人づくり ・・・・・64

**第５章　重点プロジェクト** ・・・・・66
重点１　再造林の推進に向けた意識情醸成と支援体制等の充実 ・・・・・67
重点２　再造林を支える担い手・経営体の確保 ・・・・・68
重点３　林業採算性の向上を図る新技術等の実装 ・・・・・69
重点４　循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大 ・・・・・70

**第６章　地域計画** ・・・・・72
1　中部地域 ・・・・・72
2　南那珂地域 ・・・・・74
3　北諸県地域 ・・・・・76
4　西諸県地域 ・・・・・78
5　児湯地域 ・・・・・80
6　東臼杵地域 ・・・・・82
7　西臼杵地域 ・・・・・84

**第７章　計画の実現に向けて** ・・・・・86
1　関係者の役割 ・・・・・86
2　国有林との連携 ・・・・・87
3　地域再造林推進ネットワークとの連携 ・・・・・87
4　計画の進行管理 ・・・・・87

**資料編** ・・・・・88
1　主な指標における本県の現況 ・・・・・88
2　用語の解説 ・・・・・89
3　計画策定の経過等 ・・・・100

# 第１章　計画改定にあたって

## 第１節　計画改定の趣旨

本県では、昭和 36 年に策定された「宮崎県経済振興計画」において、本県の森林・林業・木材産業の指針となる「林業計画」が位置づけられて以来、平成３年に「第四次宮崎県林業振興長期計画」として独立した計画を策定し、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、これまで８次にわたり計画を策定してきました。

現在、令和３年３月に策定した「第八次宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」を基本目標として、「多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり」「持続可能な林業・木材産業づくり」「森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり」の３つの基本方向に沿って施策を展開しているところです。

これまでの取組により、森林の有する多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりや適切な森林管理が推進されるとともに、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備、林内路網や高性能林業機械などの基盤整備が進められ、スギの素材生産量が平成３年から連続で全国１位となるなど、国内有数の国産材供給基地としての地位を築くことができました。

その一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下、担い手の減少など様々な要因により、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植栽されずに放置されている森林が増加するなど、森林資源の循環利用や森林の持つ公益的機能の低下が懸念されており、本県が誇る豊かな森林資源を次の世代へしっかりと引き継いでいくためには、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進めていくことが重要となっています。

このため、県では、全国に誇る本県の強みを生かした３つの「日本一挑戦プロジェクト」の１つとして「グリーン成長プロジェクト」を令和６年度より本格展開し、目標とする「再造林率日本一」に向けて、林業関係者や県民が一丸となって再造林課題に先導的に取り組む「宮崎モデル」の構築に取り組んでおり、令和６年７月には、県民一丸となって再造林を進めるという気運醸成を図るため、全国初となる「宮崎県再造林推進条例」を施行しました。

将来にわたって本県の豊かな森林資源を次世代に引き継いでいくためには、全国トップクラスの生産基盤を活用した持続可能な林業を目指すとともに、合法木材の流通促進に向けた取組、林業担い手対策をより強力に推進するなど、森林の適切な経営管理と本県林業の成長産業化へ向けた中長期的な方向性を検討する必要が生じています。

さらに、森林経営管理制度の適切な運用及び森林環境譲与税の有効活用を推進するとともに、スマート林業の推進、生産・流通全体の効率化につながる技術革新など、林業イノベーションに向けた取組が重要となっています。

このような状況を踏まえ、木材需要構造の変化、林業担い手の動向など森林・林業を取り巻く新たな情勢の変化等を的確に反映させ「第八次宮崎県森林・林業長期計画」を改定することとしました。

## 第２節　計画の位置づけ

この計画は、本県の森林・林業・木材産業の目標とこれを達成するための方策を明らかにし､本県林政の基本方針となるものです。

また、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」第４条第１項の規定に基づく森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策の内容を有するものであり、宮崎県総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置づけられています。

## 第３節　計画期間

この計画は、令和８年度（2026 年度）を初年度として、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とする５カ年を計画期間とします。

## 第４節　改定方法

この計画の改定にあたっては、宮崎県森林審議会に諮問し、計画改定に係る意見を聴くとともに、県民との意見交換会やパブリックコメント等の実施により広く県民の意見を聴取しました。

# 第２章　森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢

## 第１節　森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化

### １　人口減少・高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）の約１億 2,808 万人をピークに減少しており、令和 52 年（2070 年）には約 8,700 万人程度まで減少する見通しです。また、15～64 歳の生産年齢人口が、令和６年（2024 年）の約 7,400 万人から令和 52 年（2070 年)には約 4,500 万人と約４割減少する一方で､65 歳以上の高齢化率は､令和６年(2024 年）の 29.3％から令和 52 年（2070 年）には 38.7％に上昇する見通しです。

本県の人口は、平成７年（1995 年）の約 118 万人をピークに減少が続き、令和 52 年（2070 年）には約 57 万人程度まで減少する見通しです。また、生産年齢人口が、令和６年（2024 年）の約 55 万人から令和 52 年（2070 年）には約 29 万人と約５割減少する一方で、65 歳以上の高齢化率は、令和６年（2024 年）の 34.0％から令和 52 年（2070 年）には 37.8％に上昇する見通しです。

今後も人口減少・高齢化の一層の進行が予想されており、本県の製材品需要の中心である住宅需要の減少や労働力不足の深刻化が懸念されています。

**宮崎県の長期的な人口推計**

（出典：2020 年（R2 年）までは総務省統計局「国勢調査」、2030 年（R12 年）以降は宮崎県独自推計により作成）

### ２　生物多様性の重要性と森林・林業の役割

令和４年（2022 年）の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとる目標「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。

これを受け我が国では、令和５年３月に新たな「生物多様性国家戦略 2023-2030」

が閣議決定され、行動目標の１つとして、陸と海のそれぞれ 30%以上の面積で健全な生態系を保全する「30by30」目標が位置づけられました。

また、同月に「農林水産省生物多様性戦略」が改定され、生物多様性を重視した農林水産業を推進するため、森林・林業分野においては、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全、生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じて、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮を図ることとしています。

### ３　多発・激甚化する自然災害

我が国では、地形が急峻で地質が脆弱であることから、近年、停滞した前線や台風に伴う記録的な豪雨や土石流、大規模地震等による山腹崩壊などの山地災害が多発しており、本県においても令和４年９月の台風第 14 号の被害等により、令和４年度の被害額が約 67 億円となるなど山地災害が多発・激甚化しています。

また、台風の襲来による、道路、電線等の重要ライフラインの風倒木被害のほか、山地災害を起因とする大量の流木等も発生しており、これらの処理対応や発生の未然防止に向けた取組が重要となっています。

### ４　法律の制定等の新たな動き

令和３年６月に国の「森林・林業基本計画」が改定され、「新しい林業」の展開や木材産業の競争力の強化など、森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進し、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、2050 年の脱炭素社会の実現に寄与する「グリーン成長」を実現していくこととされました。

令和３年 10 月には、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部改正により、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、民間建築物を含む建築物一般での木材利用を促進することとされました。

令和５年５月には、土地の用途（宅地、森林、農地等）や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されるとともに、「花粉症に関する関係閣僚会議」で「花粉症対策の全体像」が決定され、10 年後に花粉発生源となるスギ人工林を約２割減少させる目標に向けてスギ人工林の伐採・植替えや花粉の少ない苗木の生産拡大などの対策を推進することになりました。

令和６年９月には、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」及び「出入国管理及び難民認定法」が改正され、技能実習の移行対象職種と特定産業分野にそれぞれ林業が追加されました。

令和７年４月には、違法伐採の根絶に向けた更なる取組の強化のため、改正クリーンウッド法が施行されました。

令和７年５月には、意欲のある担い手への経営管理の集約化や制度推進を担う市町村の事務負担軽減などを盛り込んだ「森林経営管理法」及び「森林法」の一部改正案が可決・成立し、令和８年４月に施行される予定です。

### ５　木材の需要等の動向

令和２年に新型コロナウイルス感染症の影響等により木材需要は減少し、価格は急落しましたが、原木の生産調整や経済活動の持ち直し等に伴い年後半には回復傾向となりました。

さらに、令和３年は、国内の住宅需要が回復する中、米国における住宅着工の増加

による木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、国産材需要が高まり製材品等の価格が大幅に上昇（いわゆる「ウッドショック」）し、７月にピークとなりました。
その後、加速する人口減少や住宅関連資材の高騰等による新設住宅着工戸数の減少が続き、令和６年には、80 万戸を割り込み過去最低レベルにまで落ち込みました。
こうした状況から、本県の製材品出荷量も令和３年の 1,006 千㎥をピークに、令和５年は 882 千㎥と減少が続いており、中長期的に住宅需要の減少が見込まれる中、住宅分野における外材から国産材への転換に加え、非住宅建築物などでの新たな木材需要の創出や、海外市場への販路開拓が求められています。
一方、木質バイオマス発電施設の新たな稼働や円安等による中国を始めとした好調な原木輸出により、低質材の需要は増加していることから、木質バイオマス発電施設向けの燃料材の引き合いは強まっており安定的な燃料調達が求められています。

## ６　グリーン成長プロジェクトによる再造林の推進

本県は、スギ素材生産量が平成３年以降連続して日本一を達成するなど、国産材供給基地として重要な位置付けにある一方で、伐採後の再造林率は７割台にとどまり、森林・林業・木材産業の持続性が十分に確保されているとは言い難い状況にあることから、令和５年度に再造林率日本一を目標とする「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、令和６年度から抜本的な再造林対策に取り組んでいます。
当プロジェクトでは、取組の柱の１つとして「循環型林業の推進」を掲げ林業関係者や県民が一丸となって再造林課題に先導的に取り組む「宮崎モデル」を構築することにしています。
また、再造林の重要性について広く理念を共有するとともに、関係者の役割を明らかにすることなどを目的として、令和６年７月に「宮崎県再造林推進条例」を施行しました。

# 第２節　本県の森林・林業・木材産業の現状と課題

## １　森林資源

（現状）

○森林面積は、県土の 76%に当たる 58 万５千 ha で、うち民有林が 70%の 40 万８千 ha、国有林が 30%の 17 万８千 ha となっています。

○人工林は民有林が 23 万 ha、国有林が９万９千 ha、計 32 万９千 ha で、天然林は、民有林が 16 万３千 ha、国有林が７万３千 ha、計 23 万６千 ha となっています。

○森林蓄積は民有林が１億４千２百万$m^3$、国有林が５千万$m^3$、計１億９千２百万$m^3$で、うち人工林は民有林が１億１千２百万$m^3$、国有林が３千６百万$m^3$、計１億４千８百万$m^3$で森林全体の 77%を占めています。

○人工林針葉樹の年間成長量は民有林が 162 万$m^3$、国有林が 74 万$m^3$、計 236 万$m^3$で、このうちスギは民有林が 128 万$m^3$、国有林が 41 万$m^3$、計 169 万$m^3$となっています。

○民有林の人工林率は 56%で、その齢級構成は 11 齢級をピークとした山型となっており、伐採可能な８齢級以上の面積が 76%を占めています。

○森林計画制度に基づき、県は地域森林計画を５流域で樹立し、市町村は市町村森林整備計画を樹立した上で、森林所有者等が作成する森林経営計画による森林管理を推進するとともに、適正な伐採指導等を行っています。

○手入れの行き届かない森林が増加していることから、森林経営管理制度に基づく市町村による森林整備が進められています。

**【森林資源の現状】**（森林法第２条に規定する森林、令和６年３月 31 日現在）

森林面積（ha）

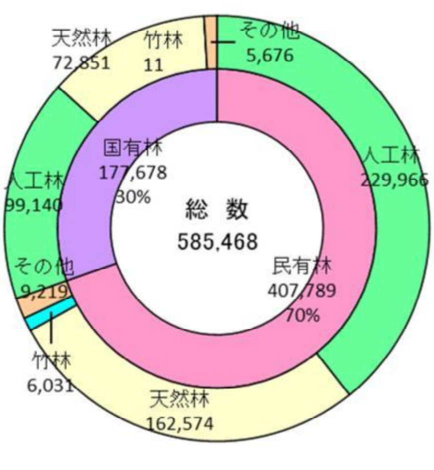


森林蓄積（千$m^3$）

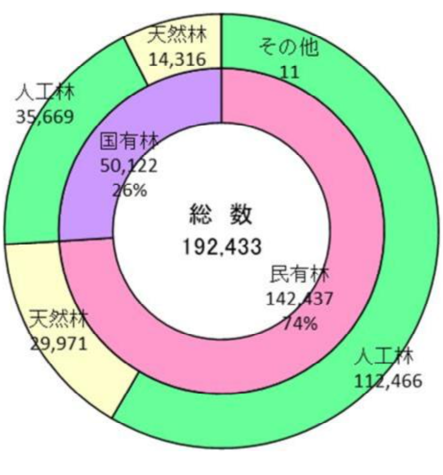


※四捨五入の関係で合計は一致しない　　　　　　　　　　　　　　（資料：地域森林計画書）

【民有林の蓄積量の推移】（森林法第５条に規定する森林）

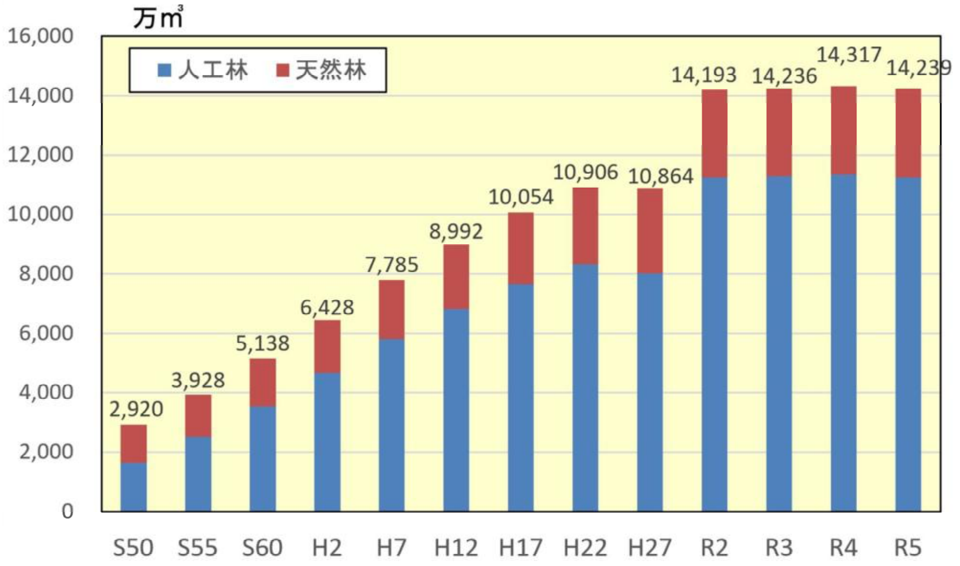


（資料：地域森林計画書）

【民有林人工林の齢級別面積の推移】

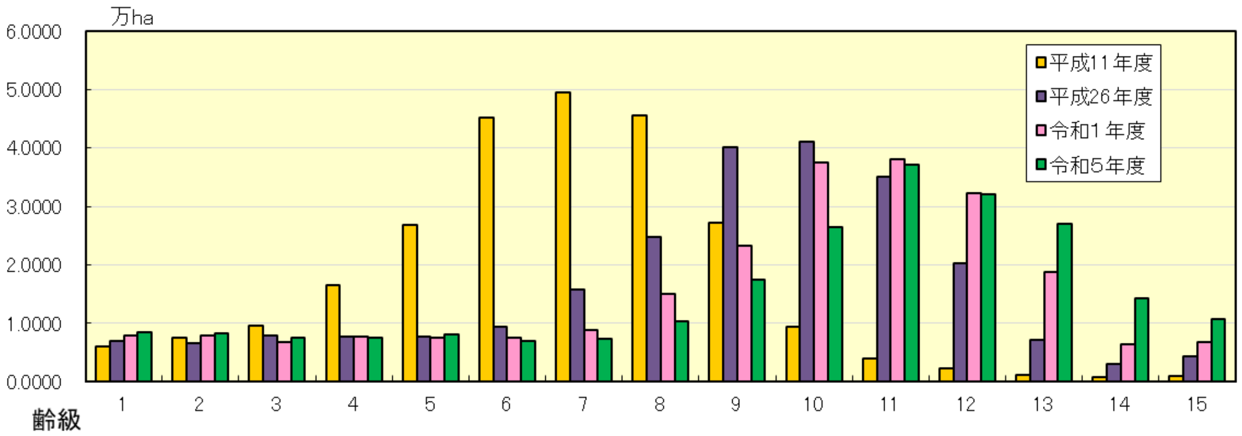


（資料：地域森林計画書）

課　題

○森林資源の適切な管理
・森林資源情報の精度向上
・森林クラウドシステム等のデジタル情報基盤の整備及び利活用
・森林計画制度に即し地域の実情を踏まえた適切な森林施業の推進
・伐採後に再造林が進まない植栽未済地への対応
・計画的な伐採と再造林の推進による齢級構成の平準化
・無断伐採等の未然防止

○手入れの行き届かない森林への対応
・森林経営管理制度に基づく市町村による森林整備の推進
・森林境界の明確化と地籍調査との連携
・林地台帳の精度向上
・所有者不明や相続未登記森林への対応
・経営管理が行われていない森林への対応

## ２　森林整備

（現状）

○民有林の造林面積は、戦後の木材需要に伴う拡大造林等を背景とした、昭和 45 年度の 14,161ha をピークに減少していますが、ここ数年、収穫期を迎えた林分の増大に伴う伐採面積の増加等により、スギを中心として、2,000ha 前後で推移しています。

○民有林の除間伐面積は、利用期を迎えた林分の増大とともに、森林所有者等の主伐意向の高まりから、近年減少傾向にあります。

○労働生産性の低さや林業担い手の減少、野生鳥獣被害などによる経営意欲の減退等から、手入れの行き届かない森林の増加や伐採後の再造林が進まない地域も見受けられます。また、夏場の下刈り作業等が過酷であることから、造林・育林の労働力が確保できない状況にあります。

○県の森林環境税等を活用した県民や企業等による森林づくり活動への参加者数は、コロナ禍の影響で減少後、9,000 人前後で推移し回復しない一方、植栽等の森林づくり面積は影響が少なく、令和２年度以降 600ha 前後で推移しています。

○シカ等による造林木の被害額については、令和５年度に前年度を上回る約 5,700 万円となっており、依然として深刻な状況にあります。

【造林実績】

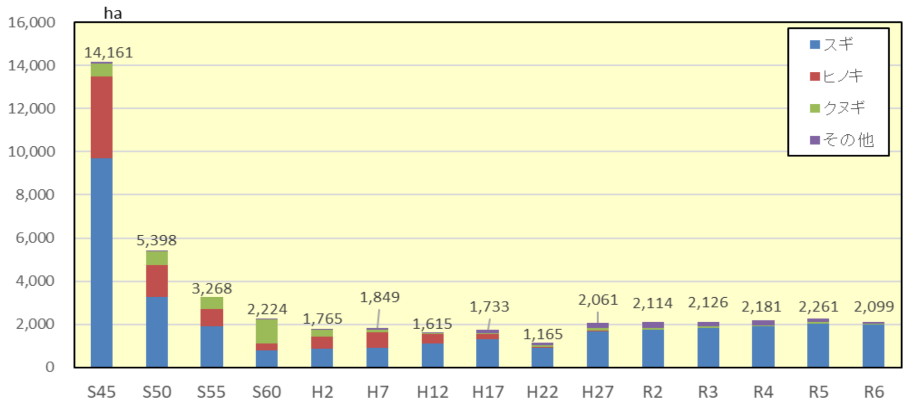


（資料：森林経営課）

【除間伐実績】

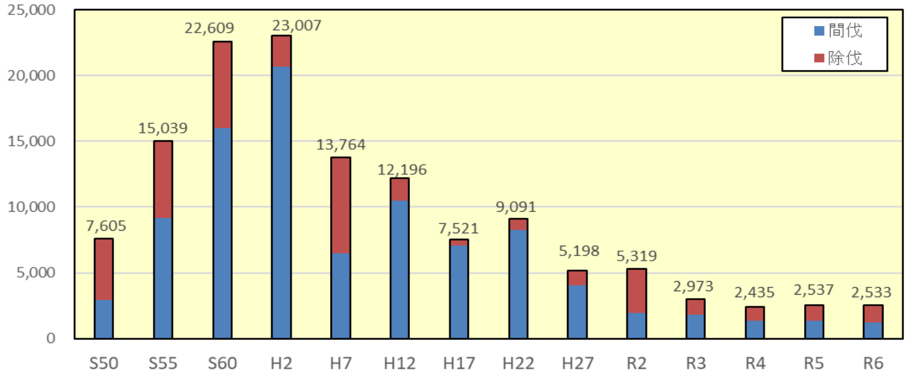

（資料：森林経営課）

【森林ボランティア参加者数と森林づくり面積の推移】

（資料：環境森林課）

【野生鳥獣による森林被害額の推移】

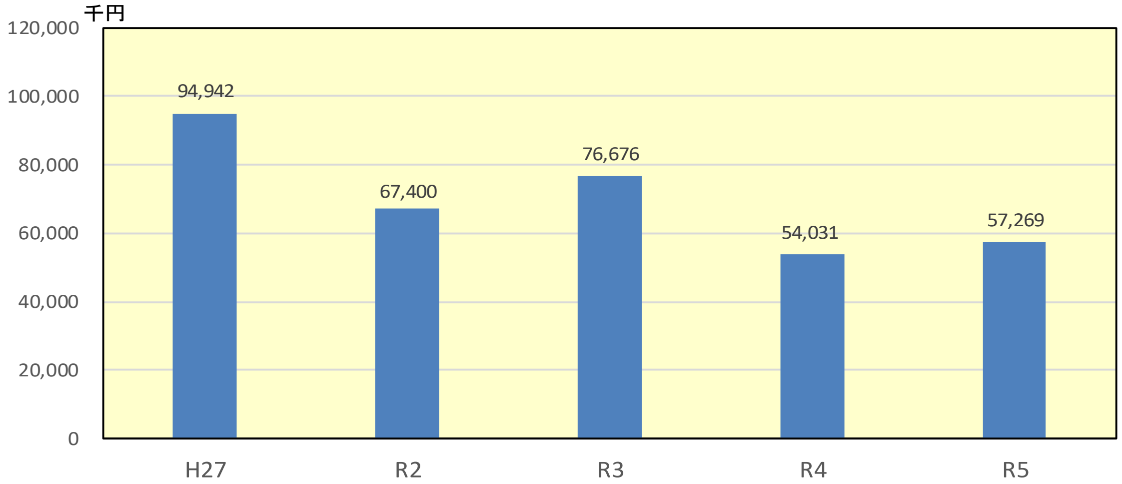


（資料：自然環境課）

課　題

○適正な森林整備の推進
・優良苗木やコンテナ苗の安定供給体制づくり
・再造林や下刈りの省力化・効率化
・森林所有者や伐採事業者、造林事業者等の関係者間の連携
・健全な森林づくりに必要な除間伐の推進
・森林環境譲与税を活用した森林整備の推進
・森林由来Ｊ－クレジットの仕組みを活用した森林整備の推進

○森林・林業に対する県民の理解促進
・再造林推進条例に基づく再造林の意識醸成
・宮崎県水と緑の森林づくり条例や森林環境税の普及啓発
・全ての世代を対象にした森林環境教育の推進
・ボランティア団体や企業等による森林づくりの推進

○野生鳥獣被害防止対策の推進
・造林地での防護ネット設置等による被害防止
・狩猟における規制緩和や有害鳥獣捕獲による野生鳥獣の適正管理

## ３　林業生産

### （１）　林業経営

（現状）

〇令和５年の林業産出額は、全国第４位の約 295 億円で減少傾向にあり、その内訳は、木材が 244 億円（83%）、きのこ類が 49 億円（17%）となっています。

〇2020 年農林業センサスによれば、県内の林家戸数は約１万３千戸で、そのうち保有山林５ha 未満の小規模所有者が 71%（約９千戸）を占めています。また、林家保有面積約 10 万３千 ha のうち、５～50ha を所有する者の森林が 51%（約５万 ha）を占めています。

**【林業産出額の推移】**

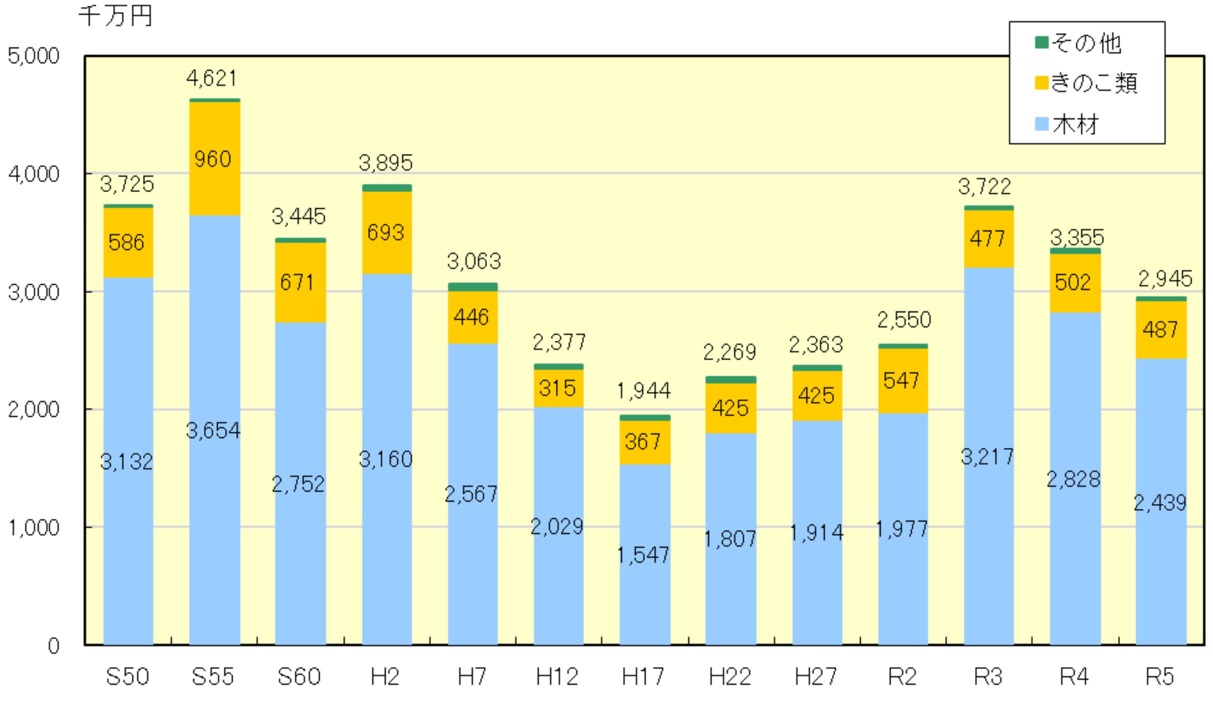


（資料：生産林業所得統計報告書）

【林家の状況】（林家：保有山林が１ha 以上の世帯）

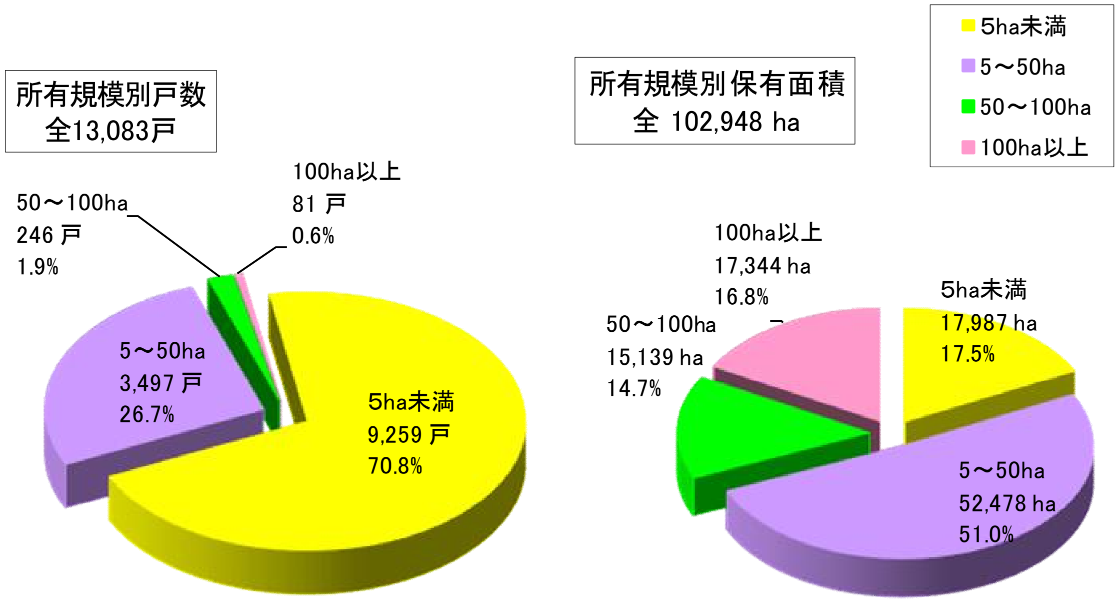


（資料：2020 年農林業センサス）

課　題

○森林の経営管理体制の強化
- 世代交代等により境界や所有が不明確化している森林への対応
- 所有者の経営意欲の維持・向上
- 林地の集積や施業の集約化の推進
- 長期的な林業経営を担える主体の確保
- 森林計画制度や森林経営管理制度の円滑な運用
- 自伐林家など多様な林業経営体の支援

○経営基盤の強化
- 経営的に安定した中核的な苗木生産者の確保
- 森林施業の効率化・低コスト化
- スマート林業の推進
- 特用林産物等を取り入れた複合経営の推進

## （２）　木材の生産・流通

（現状）

○令和６年の素材生産量は、約 190 万㎥となっており、北海道に次いで全国第２位で、針葉樹が約 188 万㎥、広葉樹が約２万㎥となっています。

○スギの素材生産量は約 173 万㎥で全国の 14%を占め、平成３年から連続して全国第１位となっています。

○主伐の労働生産性は 8.10 ㎥／人・日で、全国平均の 6.53 ㎥／人・日より高くなっています。（令和５年次素材生産事例調）

○素材の平均単価はウッドショックで上昇した後は下降傾向であり、令和６年のスギ中丸太（長さ 3.65～4.0m、径 14～22cm）の価格は 16,800 円／㎥となっています。

○令和５年の木質バイオマスの利用量は、735 千生ｔとなっており、木質バイオマス発電施設等において林地残材等を含めた森林資源の有効利用が図られています。

【素材生産の推移】

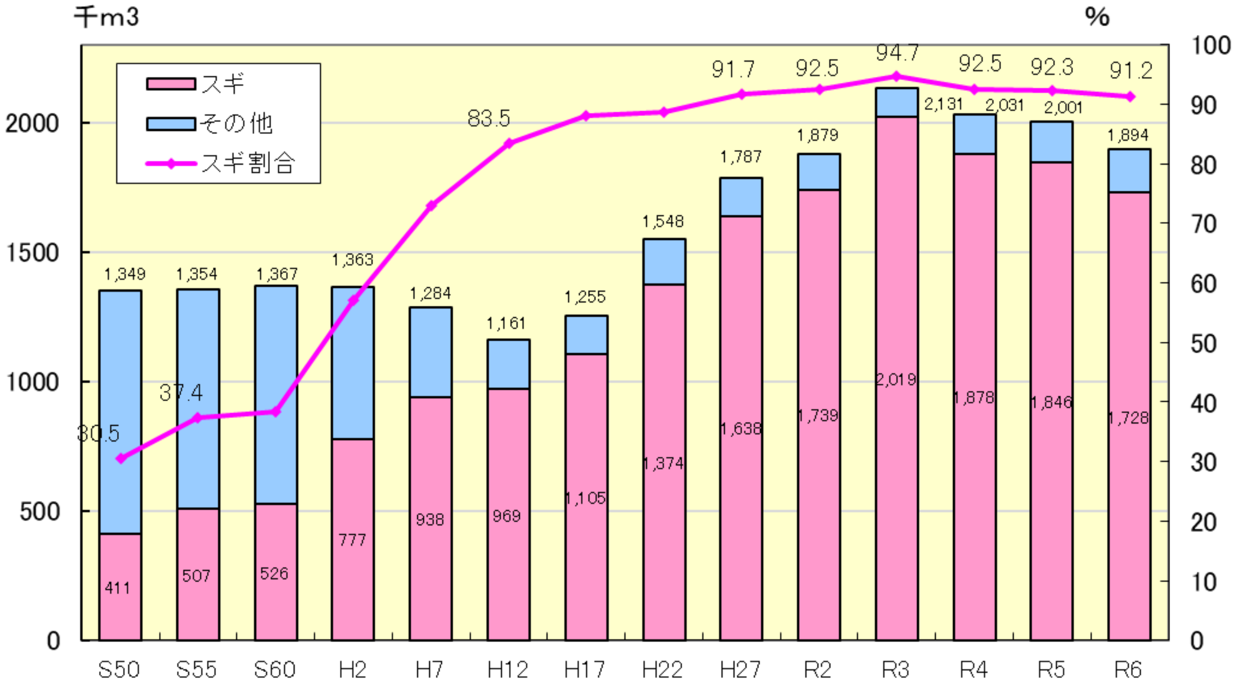


（資料：山村・木材振興課）

【素材価格の動向】

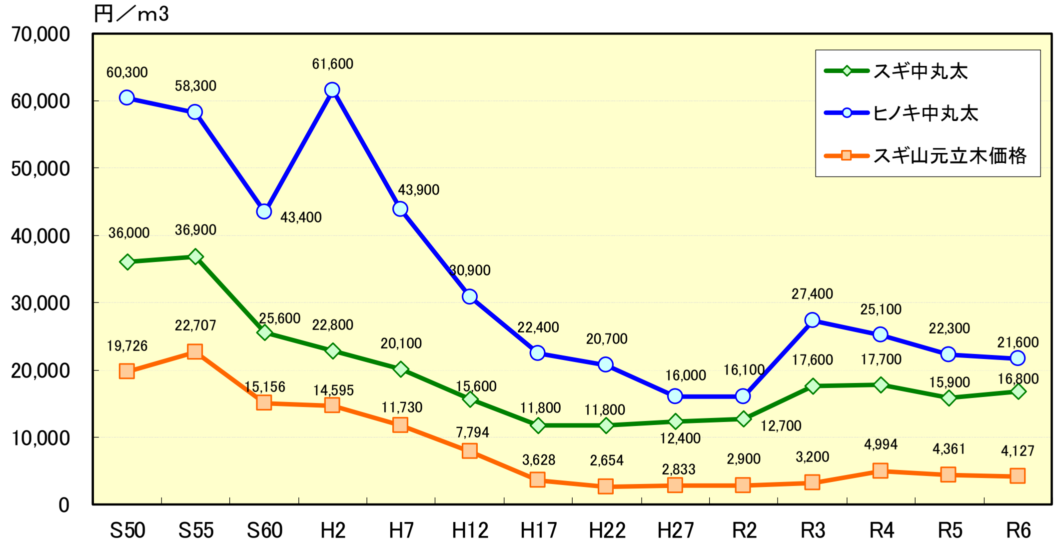


資料:スギ･ヒノキ中丸太価格は、本県の農林水産統計速報による製材工場着購入価格の年平均価格
スギ山元立木価格は、全国の(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」による価格

【木質バイオマス利用量の推移】

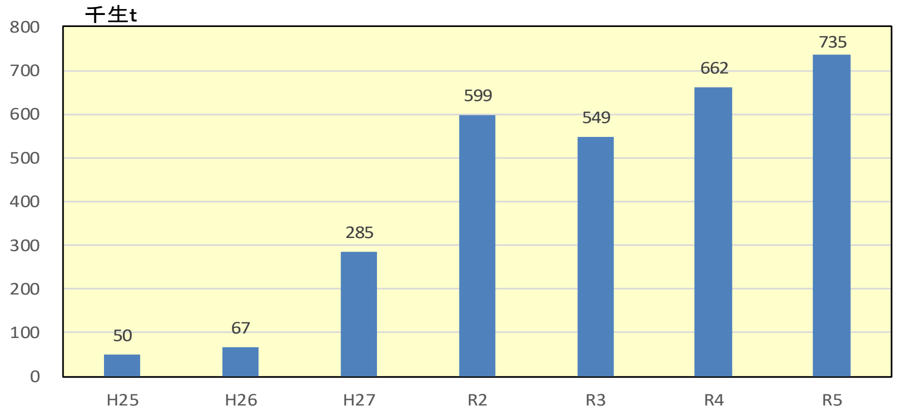


（資料：山村・木材振興課）

課　題

○木材生産の低コスト化
・施業の集約化の推進
・ICT や AI を活用した低コスト作業の推進
・高性能林業機械と新たな架線集材技術による作業システムの開発

○持続的な原木供給体制の整備
・ICT を活用した原木供給の合理化・効率化
・環境に配慮した「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」の普及
・クリーンウッド法に基づき、合法性が確認された木材の流通及び利用促進
・素材生産事業体と森林組合等との連携の推進
・架線集材技術の継承

○木質バイオマスの適切な利用
・木質バイオマス燃料の安定供給への対応
・林地残材等の利用促進
・広葉樹等の利用促進
・海岸やダム等に漂着した流木の有効活用

## （３）　特用林産物の生産

### （現状）

○乾しいたけの令和５年の生産量は 310ｔで、大分県に次いで全国第２位となっていますが、生産量は減少傾向にあります。

○全国の令和５年の乾しいたけの輸入量は 4,350ｔで、国内消費量の約３分の２となっています。

○乾しいたけの単価は、平成 30 年から３千円台で推移していましたが、品不足感から価格は回復し、令和４年からは４千円台となり、令和５年は 4,066 円／kg となっています。

○令和５年の乾しいたけ生産者数は 1,020 戸で減少傾向にあり、伏せ込み量も約３万２千㎥で、年々減少しています。

○生しいたけの令和５年の生産量は 2,224ｔで、令和２年をピークに減少傾向であり、菌床による栽培が約 97％を占めています。

○令和５年のその他の特用林産物生産量は、たけのこ 689ｔで全国第５位、木炭は 797ｔで全国第４位、しきみは 299ｔで全国第２位となっていますが、いずれも減少傾向にあります。

**【乾しいたけ生産量等の推移】**

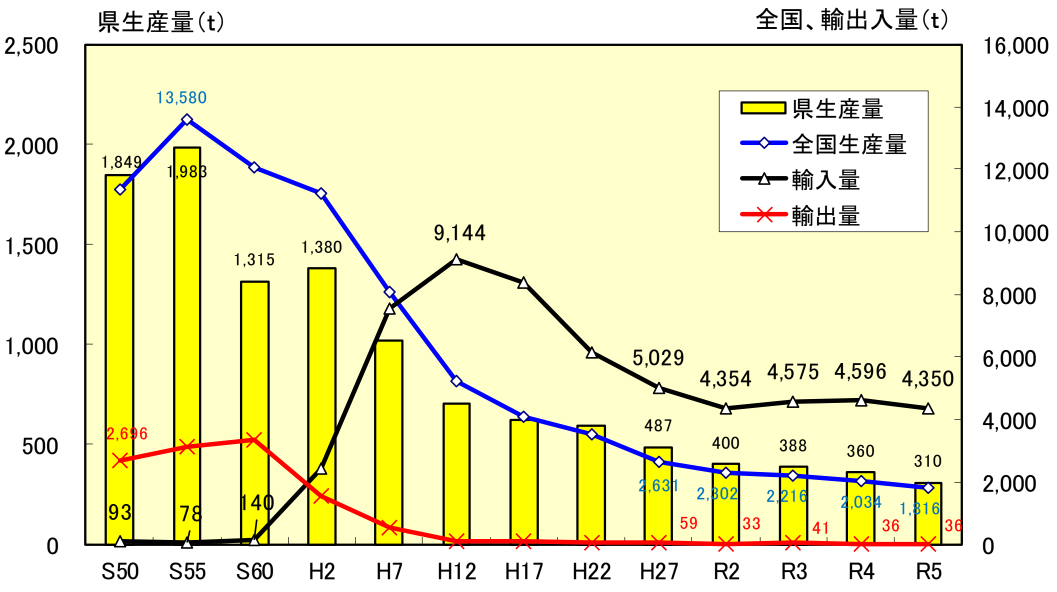


（資料：山村・木材振興課）

## 【乾しいたけ価格の推移】

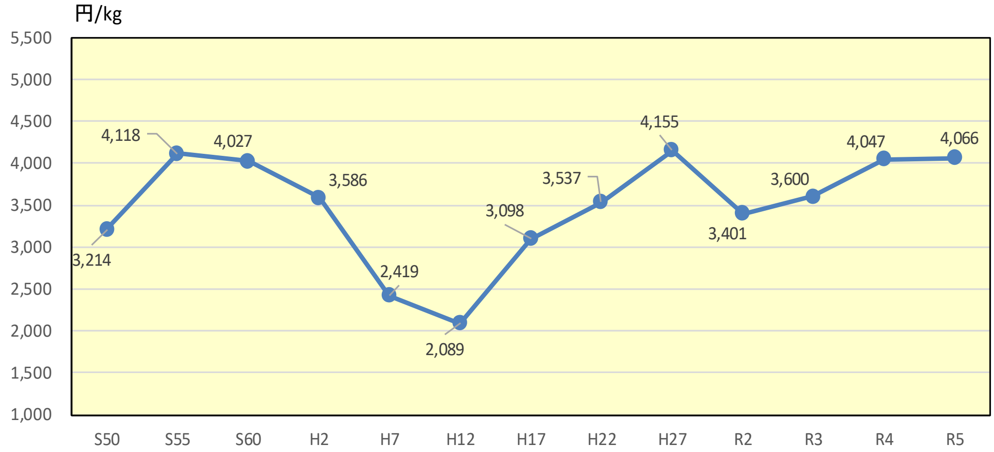


※価格は宮崎県経済農業協同組合連合会の入札品及び共同選別品の平均価格

（資料：山村・木材振興課）

## 【生しいたけ生産量等の推移】

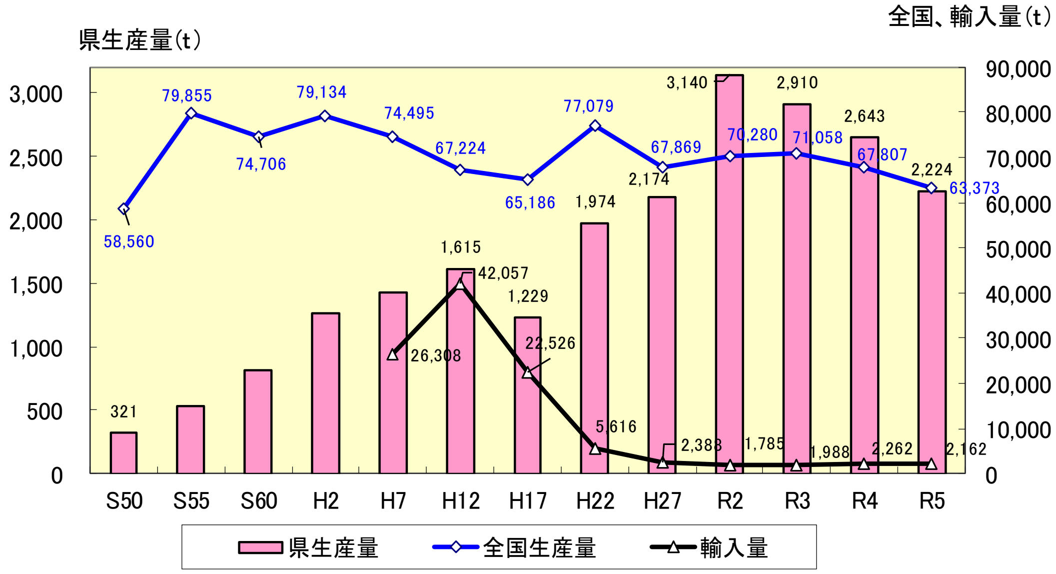


（資料：山村・木材振興課）

課　題

○特用林産物の生産振興
- 生産技術の改善（高品質化）と低コスト化の推進
- 生産施設の平地化・近代化による生産量の確保
- 共同出荷体制の整備
- 中核的生産者の育成及び新規参入の促進
- 備長炭用原木の安定供給体制の整備
- 新たな特用林産物の開発

○消費・販路の拡大
- トレーサビリティシステムの確立及び普及定着の推進
- 都市部での販路拡大や輸出拡大に向けた有機 JAS、GAP、HACCP 認証の取得促進
- 乾しいたけのみやざきブランド商品認証としての取組の推進
- 地産地消や食育の推進

○他産業や試験研究機関との連携等による新たな特用林産物の商品化

（４） 生産基盤の整備

（現状）

○民有林における令和５年度末の林道・作業道の総延長は、林道 2,675 km、作業道 8,365 kmとなっており、最近５カ年の年平均開設量は、林道６km、作業道 49 kmとなっています。

○令和５年度末の林内路網密度は 39.2m／ha となっています。

○令和５年度末の林道舗装率は 63.3％となっています。

○令和５年度末の高性能林業機械の保有台数は 1,000 台で、北海道に次いで全国第２位となっています。

【年度別林道・作業道開設延長】

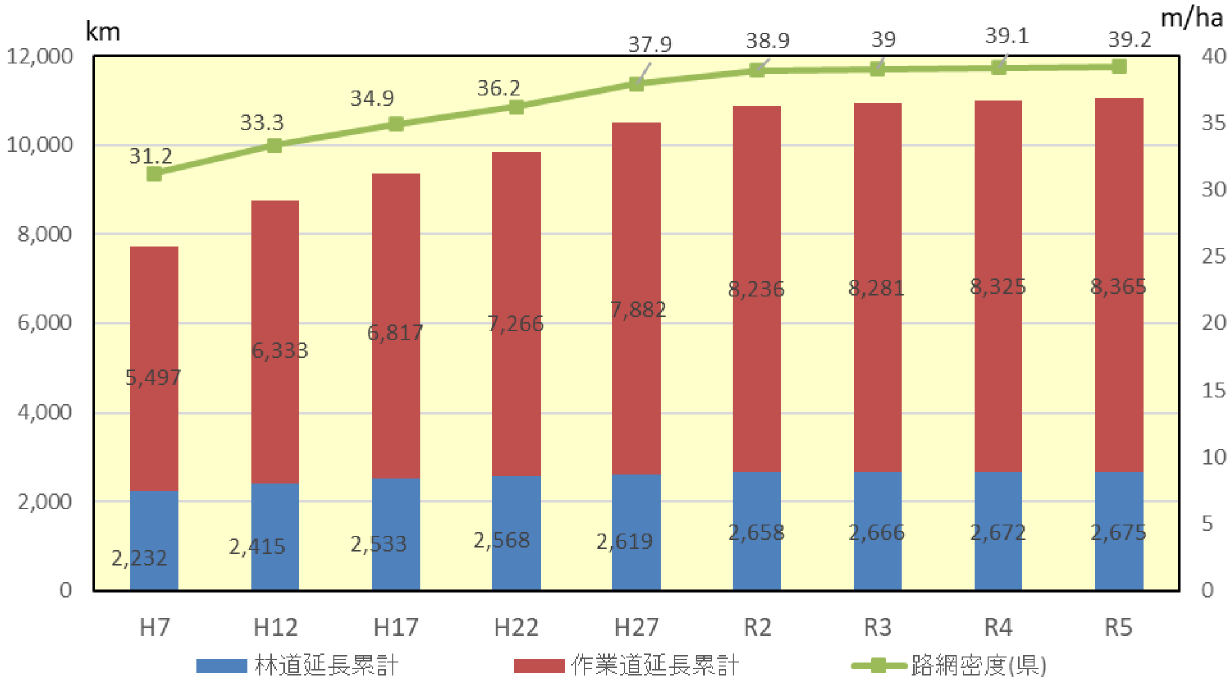


（資料：森林経営課）

【高性能林業機械保有状況】

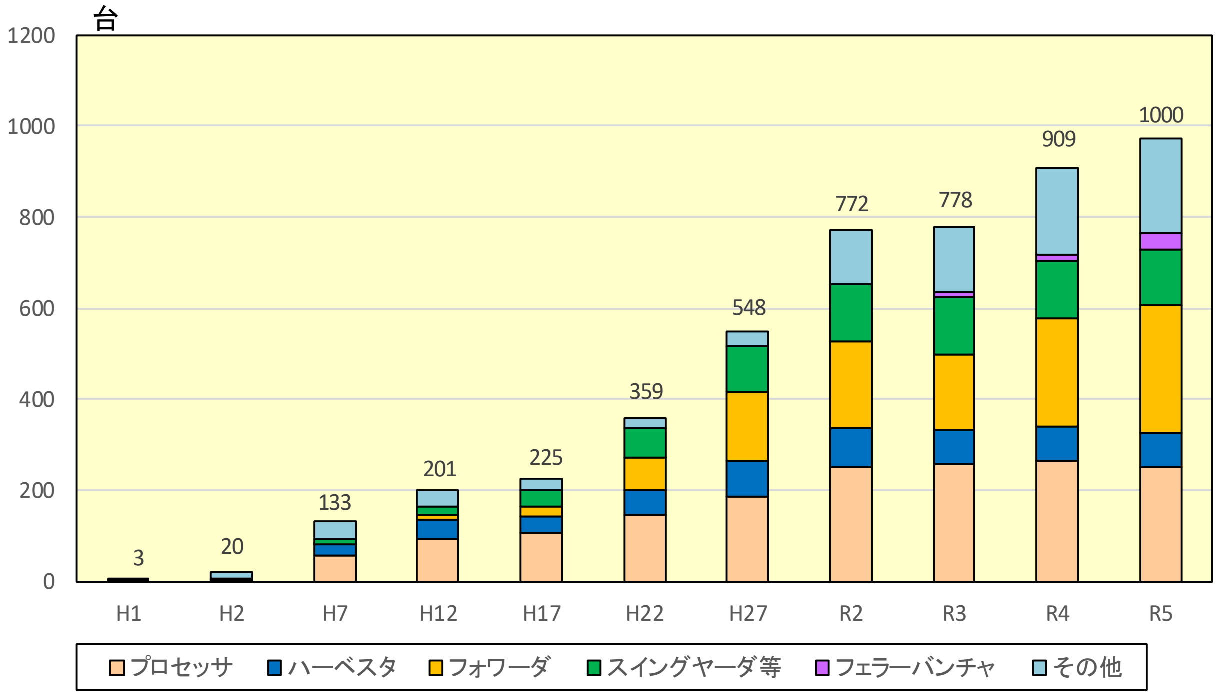


（資料：山村・木材振興課）

課　題

○効率的で災害に強い路網整備の推進
- 幹線となる林道や施業の効率化を図る作業道の適正配置
- 地形や地質に配慮した林道等の整備
- 高性能林業機械作業システムに対応した路網の整備
- 搬出トラックの大型化や走行の安全に対応した林道等の改良
- 奥地森林における路網の整備

○地形や作業特性に応じた林業機械の配備
- ICT を活用した高性能林業機械や下刈り機械の導入
- 遠隔操作・自動化機械の実証

## 4　木材の加工・流通

### （現状）

○令和６年末の製材工場数は117工場で、年間約165万㎥の原木を消費しています。

○製材工場数は減少している一方、工場の大型化・効率化が進んでおり、令和６年の１工場当たりの出力数は404.1kw（全国平均171.2kw）、原木消費量は14,111㎥（同4,149㎥）、製材品出荷量は7,538㎥（同2,145㎥）と、全国平均を大きく上回っています。

○令和６年の製材品の出荷量は、約88万㎥で全国第２位となっており、約91%は建築用材であり、約68%（令和５年）は県外に出荷されています。また、ニーズの高い乾燥材の令和６年の出荷量は51万７千㎥となっており、乾燥材率は約64%となっています。

○全国の令和６年の新設住宅着工戸数は約79万戸（木造率57.1%）で、対前年比で3.4%減少（木造率1.7ポイント上昇）しています。なお、本県の令和６年の新設住宅着工戸数は約５千戸で、木造率は全国平均より12.6ポイント高い69.7%となっています。

○木材輸出額はここ数年、７０～８０億円台で推移しており、令和６年度の中国や韓国、台湾など東アジアへの木材の輸出額は、推計値で原木が74億９千万円、製材品は６億８千万円で令和３年度をピークに減少傾向となっています。

**【製材品出荷先別出荷量の推移】**

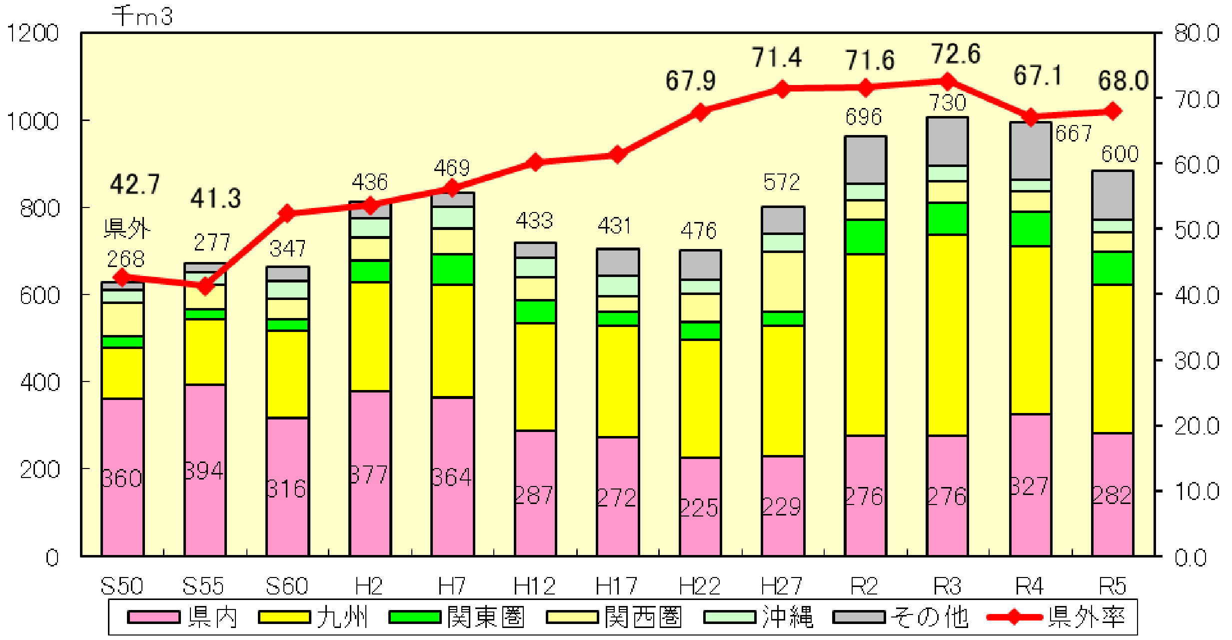


（資料：山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室）

## 【全国の新設住宅着工戸数の推移と木造率】

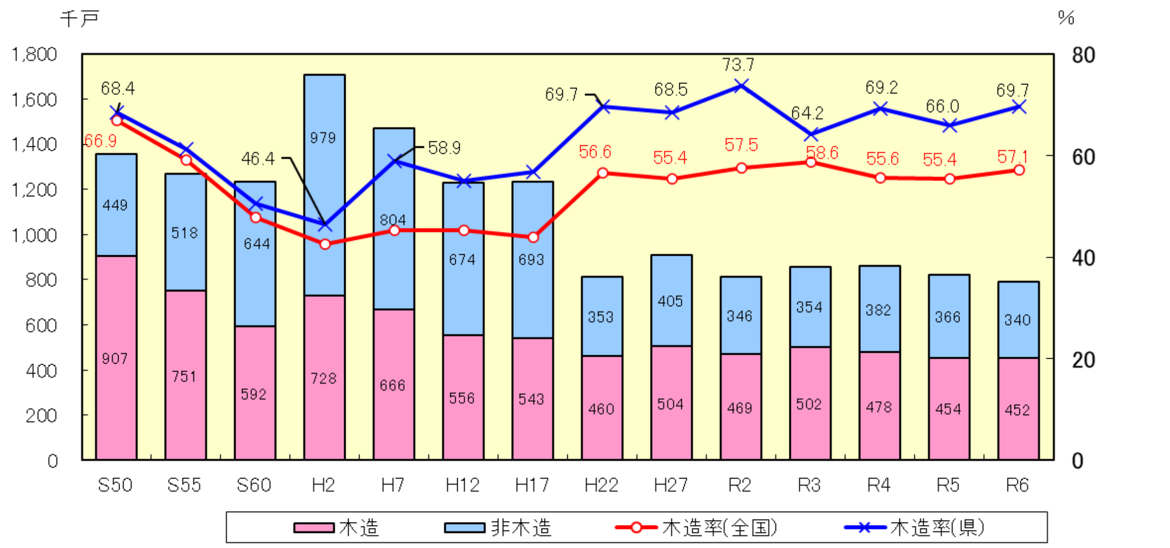


（資料：建築統計年報）

## 【県産材輸出額の推移】

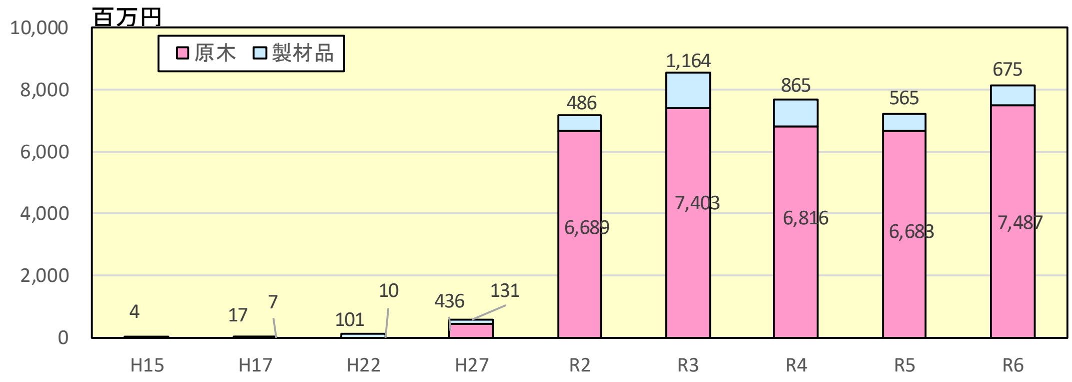


注1：県産材を輸出している企業等への聞き取り調査による。
注2：平成30年度からは、それまでの県内企業等に加え県外商社系企業を調査対象に追加したため、
輸出額が大幅増となっている。

（資料：山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室）

課　題

○加工流通体制の整備
- 木材加工流通施設の省力化・効率化
- 品質・性能の確かなＪＡＳ認証材や人工乾燥材の安定供給体制の構築
- 横架材等の国産材比率が低い製品の供給力強化と製品の高付加価値化
- クリーンウッド法に基づき、合法性が確認された木材・木材製品の流通の促進

○木材需要の拡大
- 公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅建築物における木材利用の促進
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進
- 土木・家具等の幅広い分野への木材利用
- 木材の新たな利用技術や製品の開発促進
- 木づかい運動や木育による木材利用の普及啓発

## ５　林業労働力

### （１）林業就業者

（現状）

○令和２年の国勢調査によると、林業就業者数は 2,420 人で、平成 27 年の 2,222 人に比べ 198 人増加しています。また、65 歳以上の割合は約 25％で高齢化が進行しています。

○森林組合作業班員数は、令和５年度末で 540 人と減少傾向にあります。このうち 60 歳以上の割合は約 32％となっています。

○令和５年度に森林組合等の林業経営体に就職した新規参入者数は 178 人で、このうち新卒者は 19 人となっています。

○平成 31 年に開講した「みやざき林業大学校」の修了生は、令和６年度までに 120 名を超え、森林組合をはじめ県内の林業経営体等で活躍しています。

○令和６年度の林業研究グループは 29 グループで 452 名（うち女性は 67 名）となっており、前年度に比べ 19 名増加しています。

○林業における外国人労働者は令和６年 10 月時点で 19 名となっており、関係省令の改正により今後も増加が見込まれます。（宮崎労働局調べ）

**【林業就業者の推移】**

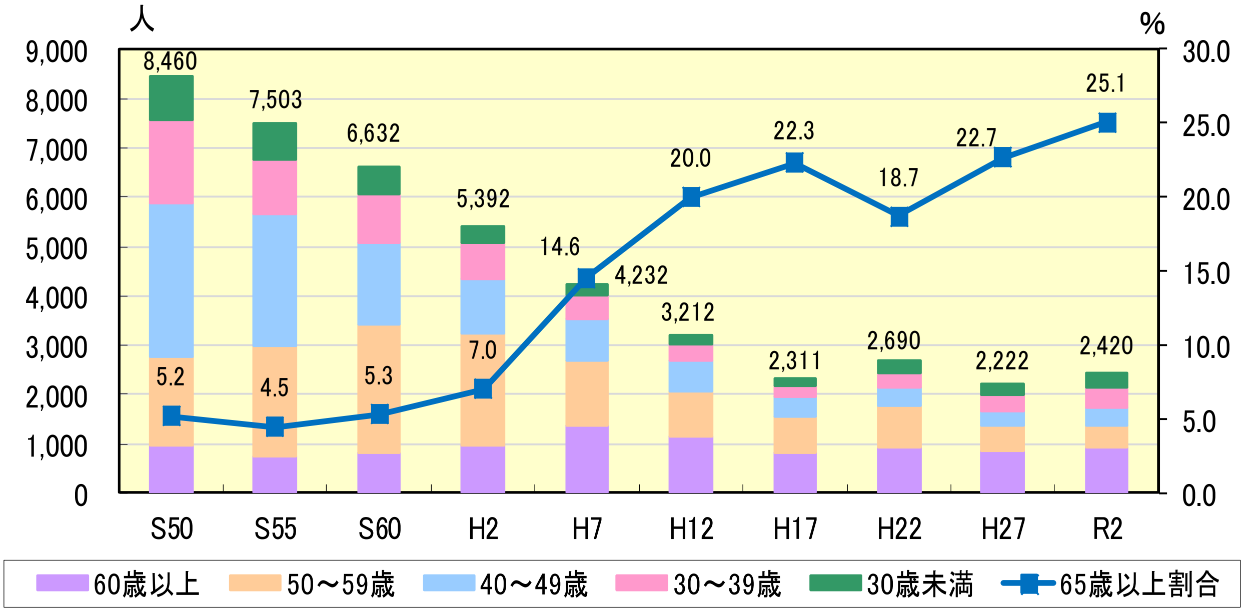


（資料：国勢調査）

【森林組合作業班員の推移】

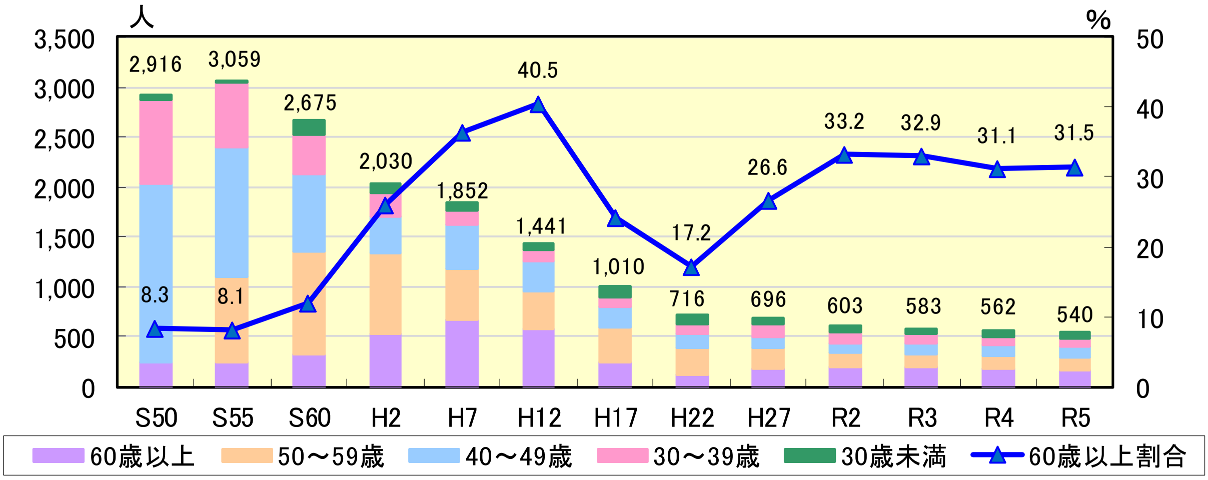


（資料：宮崎県の森林組合）

【林業研究グループの推移】

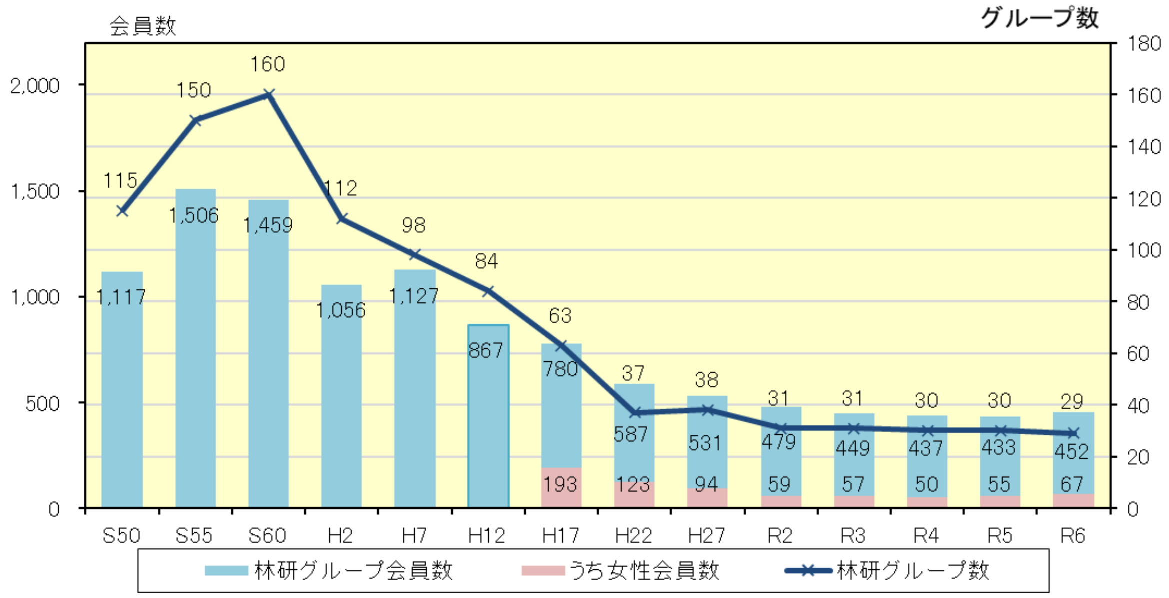


（資料：山村・木材振興課）

課　題

○新規就業者の確保
・林業労働機械化センターを中心とした就業促進
・SNS 等を活用した情報の受発信の強化

○多様な担い手の確保・育成
・「みやざき林業大学校」における研修内容の充実と効果的な実施
・研修・就業・定着を見据えたサポート体制の充実強化
・アルバイト等の短期労働力や外国人材の活用

○林業後継者の確保・育成
・林業研究グループ、「ひなたもりこ」等を対象とした人材育成と自主活動の促進、他のグループとの交流・連携

（２）林業経営体

（現状）

〇森林組合は県内各地に８組合あり、民有林における植林や下刈りの事業量の約７割を実施するなど、地域林業の重要な担い手となっています。

〇素材生産経営体数は前回の調査（2015 年）の 246 経営体から 190 経営体に減少しています。（2020 農林業センサス）

〇「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく雇用管理の改善や事業の合理化を進める認定林業事業体は、令和６年度末で 167 事業体となっています。

〇「森林経営管理法」に基づき登録された「ひなたのチカラ林業経営者」は、87 者で、県内の素材生産量の約６割を担っています。

〇林業は他産業に比べて労働災害の発生率が高く、素材生産の盛んな本県では、伐倒時における死亡災害の発生が続いています。

【認定林業事業体、ひなたのチカラ林業経営者の推移】

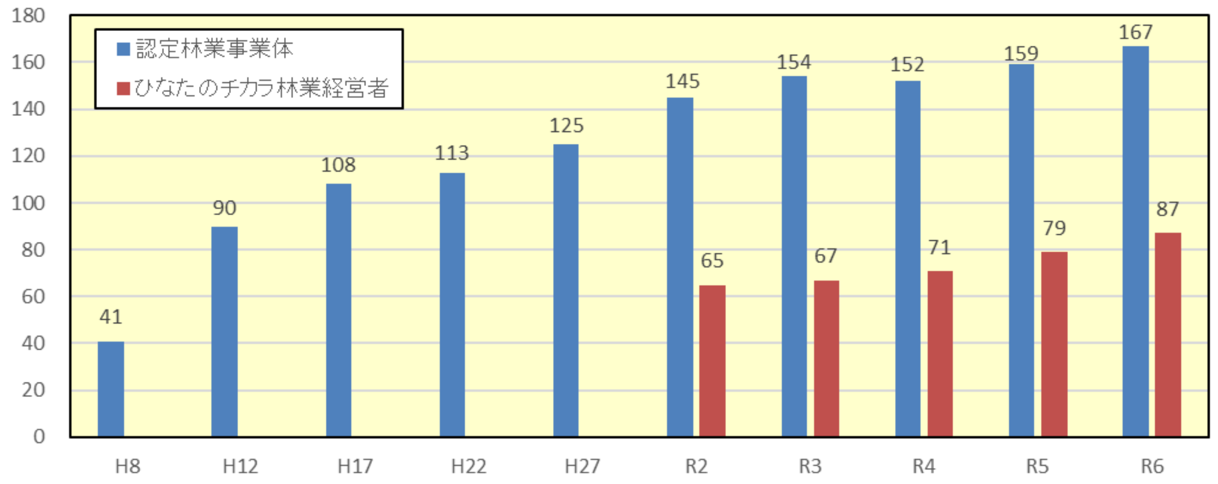


（資料：山村・木材振興課）

【労働災害発生率（全国）】（令和６年：死傷千人率産業間比較）

| | 林　業 | 農　業 | 木材・木製品 | 建設業 | 運輸業 | 全産業平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 千人率 | 22.3 | 5.6 | 11.4 | 4.2 | 7.0 | 2.3 |

（厚生労働省：「労働災害統計」）

【林業労働災害発生の推移（県内）】

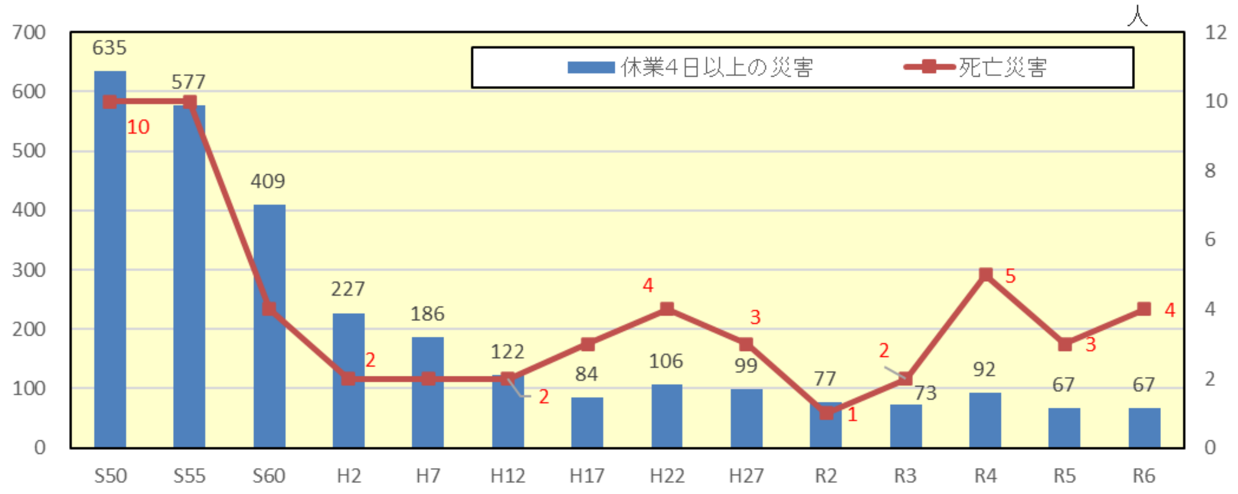


（資料：山村・木材振興課）

課　題

○林業経営体の経営基盤の強化
- ・ひなたのチカラ林業経営者の育成
- ・ICT やロボット等の最先端技術を活用した経営の合理化・効率化の推進
- ・森林経営管理制度による安定した事業量の確保

○労働環境の整備
- ・通年雇用、月給制の適用促進
- ・給与水準の向上や休暇制度及び福利厚生の充実
- ・従事者の作業省力化・軽労化の推進

○林業労働災害の防止
- ・労働安全教育の徹底と巡回指導等の実施
- ・機械化の推進や安全対策資機材の普及

## ６　県土の保全

（現状）

○本県は、急峻な地形に加え、シラスなど脆弱な地質が広く分布しており、近年激甚化する台風や集中豪雨等により大規模な山地災害が多発している状況にあり、令和４年度には 106 箇所で 66 億６千８百万円の被害が発生しています。

○再造林が行われていない森林や手入れの行き届かない森林の増加などにより、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

○令和６年度末の山地災害危険地区は 5,453 箇所あり、このうち治山事業の着手箇所数は 2,617 箇所となっています。

○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」により、令和２年度から令和５年度までに治山事業 50 箇所、森林整備事業 5,284ha、林道事業(開設・改良)18 路線を重点的かつ集中的に実施しました。

○民有林と国有林を合わせた令和６年度末の保安林面積は約 29 万 ha で、指定率は約 50%(民有林約 32%、国有林約 91%)となっています。

○令和６年の林野火災発生件数は 22 件で、平成 30 年以降は 20～30 件台で推移しています。

○松くい虫の被害量は、防除対策の強化等により減少傾向にありましたが、令和６年度は 3,479 ㎥に増加しています。

**【山地災害の発生状況】**

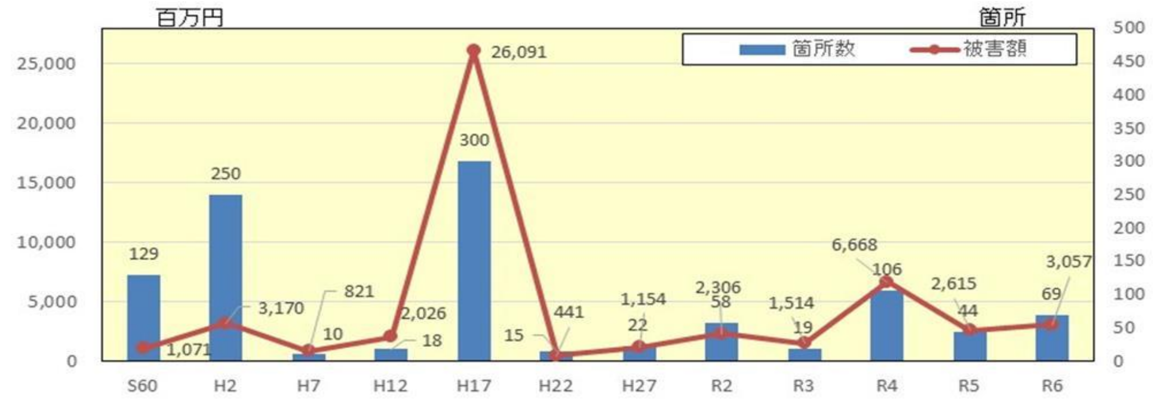


（資料：自然環境課）

**【山地災害危険地区の現状】**（令和６年度末）

| 区　　分 | 山 腹 崩 壊 | 地 す べ り | 崩壊土砂流出 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 既着手箇所数 | 1,159 | 31 | 1,427 | 2,617 |
| 未着手箇所数 | 1,792 | 2 | 1,042 | 2,836 |
| 合　　計 | 2,951 | 33 | 2,469 | 5,453 |

（資料：自然環境課）

**【保安林の指定状況】**（令和７年３月 31 日現在）（単位：ha）

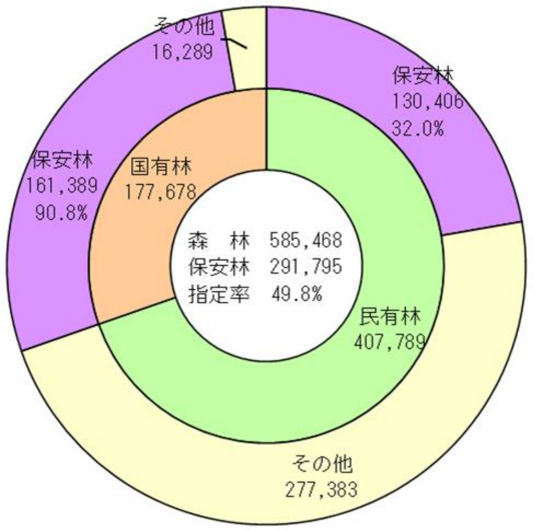


※四捨五入の関係で合計は一致しない。

（資料：自然環境課）

**【松くい虫被害量の推移】**

（資料：自然環境課）

課　題

○激甚化・多様化する山地災害への対応
- 山地災害危険地区における計画的な治山対策の推進
- 濁水・流木の発生源対策の推進

○保安林をはじめとする森林の適切な管理と保全
- 保安林指定の推進と林地開発許可制度の適正な運用
- 森林法等の遵守に向けた監視体制の強化
- 公益的機能の維持や生物多様性の保全に配慮した森林整備の推進

○林野火災対策の推進

○松くい虫被害対策の推進

## 人口減少の影響について

本県の林業就業者数は長期にわたり減少してきましたが、平成17年以降下げ止まり近年は2,500人程度で推移しています。しかしながら、本県の人口は平成７年をピークに減少に転じていることから、人口減少社会が進行する中において今後の林業就業者数が生産年齢（15～65歳）人口推計値と同率で減少していくと仮定した場合、就業者数は令和２年に比べ20年間で約８割に、50年間で約半分にまで減少すると予想され、森林の適切な管理や木材生産に支障となることが懸念されます。（図１参照）

その一方で、製材や合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は平成14年を底として木材自給率と共に増加傾向にあり、本県は全国有数の林業県として今後も安定した木材の供給が期待されています。（図２参照）

これまで本県においては林業就業者数が伸びない中で、路網の整備や機械化などの基盤整備を進めることで林業生産性を向上させ、素材生産量や造林面積を大きく増加させてきました。（図３参照）

今後急速に進む人口減少社会において産業を維持していくには、外国人材など多様な労働者の確保により林業就業者数の減少を抑えていくとともに、林業経営に適した森林において効率性の高い林業施業や林業イノベーションを始めとする様々な取組を進めることによる更なる生産性、収益性の向上が重要となります。

**【図１：本県の人口と林業就業者数】**

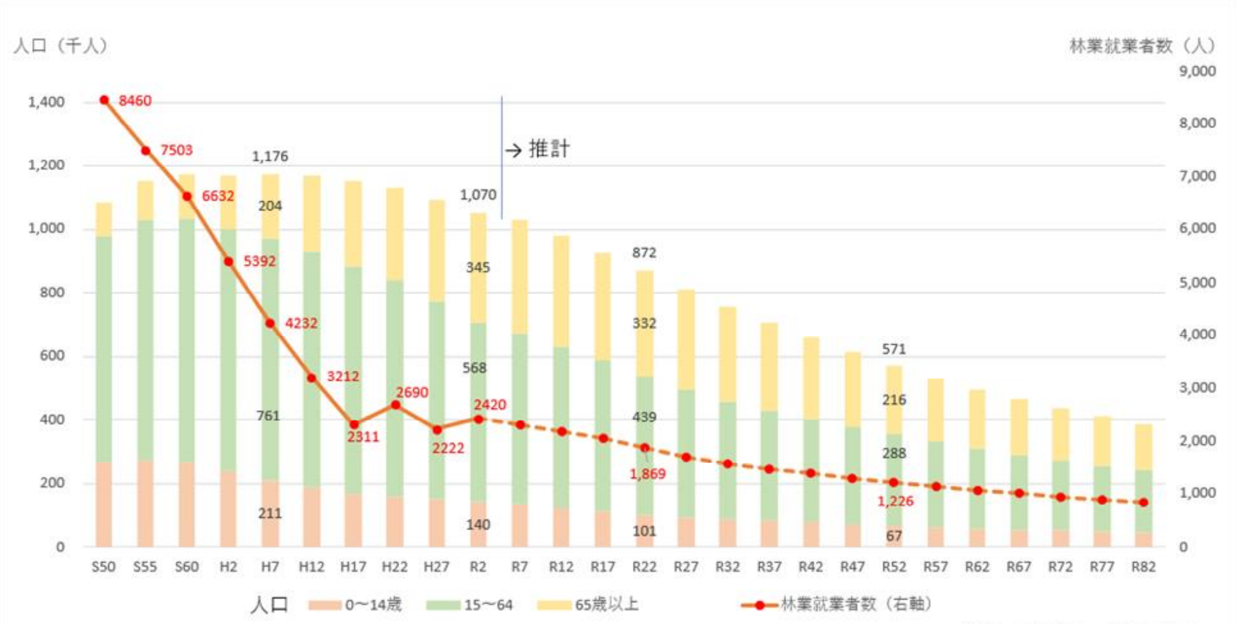

（資料：国勢調査、宮崎県推計）

【図２：我が国の木材供給量と木材自給率の推移】

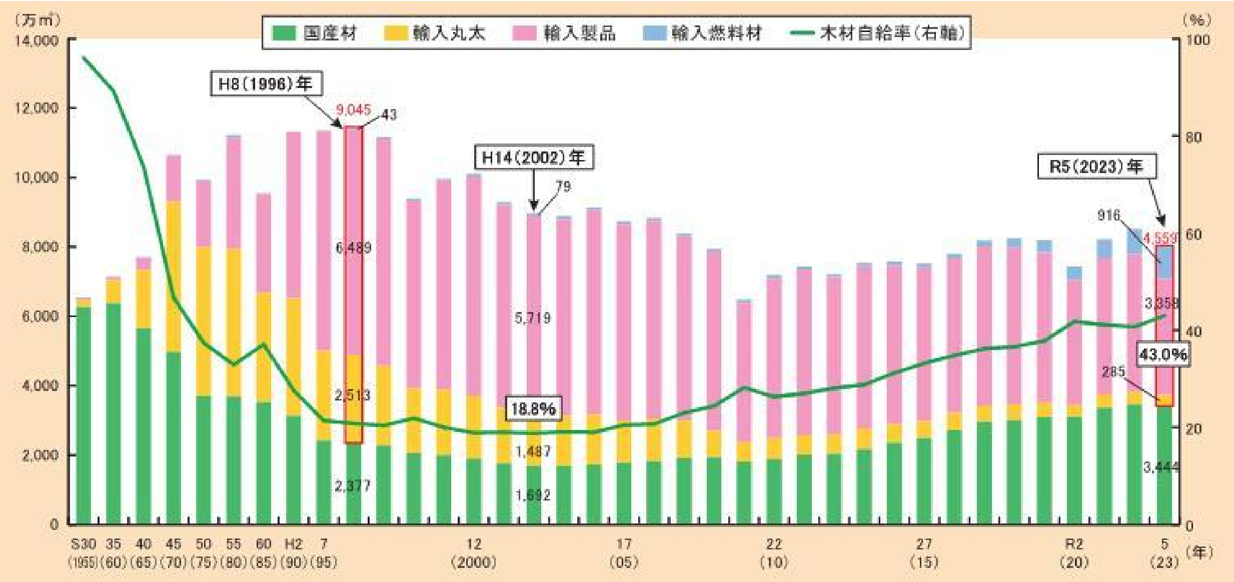


（資料：木材需給表）

【図３：本県の林業就業者数と素材生産量、造林面積】

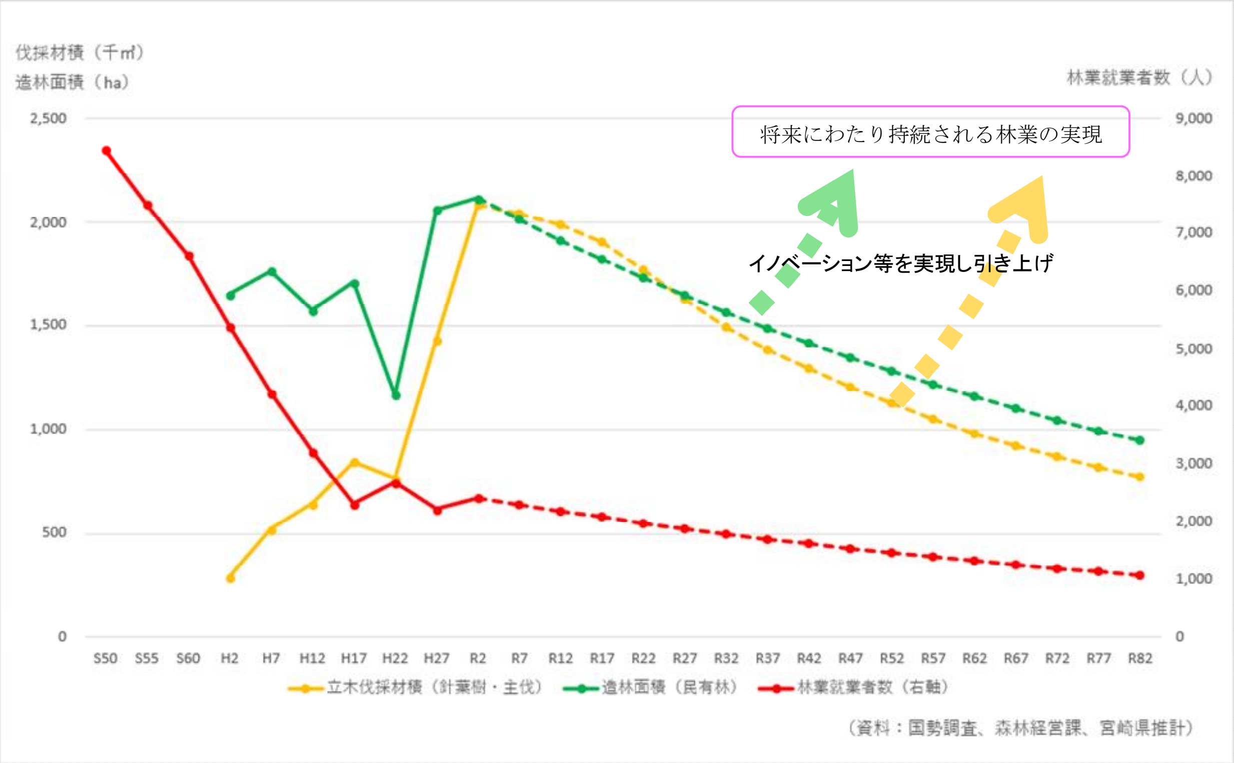


立木伐採材積や造林面積の減少を抑え、産業を維持していくためには
・外国人材など多様な労働力の確保
・林業経営に適した森林での効率性の高い林業施業
・林業イノベーションによる更なる生産性の向上
などに取り組んでいく必要がある

## 第３節　森林・林業・木材産業に期待される役割

森林には、木材等林産物の供給はもとより、きれいな水を貯え、土砂災害や洪水から私たちの生命や財産を守る役割のほか、野生動植物の生息・生育の場や景観の創出など自然環境を保全・形成する役割、さらには二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献する役割などが期待されています。

また、林業・木材産業には、その生産活動を通じた雇用の創出等により、地域経済を活性化させる役割や、2050 年脱炭素社会の実現を目指し、環境への負荷が少なく再生可能な資源である木材の持続的な生産と製材品等の供給を通じて森林資源の循環利用に貢献する役割などが期待されています。

さらに、このような森林の有する多面的機能の持続的な発揮や木材利用の推進は「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に貢献しています。

このような中、全国有数の林業県である本県においては、充実した森林資源を背景とした伐採・利用が進む一方で、再造林率が７割台にとどまり、将来資源量が減少し林業の衰退を招くことが懸念されています。そのため、林業経営に適した森林おいて主伐後の再造林を確実に進め、将来にわたり持続可能な森林・林業・木材産業の確立を図ることが重要になっています。

### １　森林の役割

#### （１）木材等林産物の供給

○　森林から作り出された木材は、柱や梁などの建築材はもとより、家具や紙の原料、さらに木質バイオマスとして利用されるなど、様々な形で私たちの暮らしを支えています。

○　森林からはきのこ類や山菜、木炭など地域特有の特用林産物も作り出され、本県の山村地域の重要な収入源となっています。

#### （２）安全で快適な生活環境の保全

○　森林は、樹木の根によって土壌が保持されるとともに、落葉等によって表土が覆われており、台風等の自然災害による土壌の侵食や流出、山崩れなどの山地災害を抑制し、県民の生命や財産を守ります。

○　雨水をすみやかに地中に浸透させ、ゆっくり河川等に流すことにより、洪水や渇水を緩和し、本県の豊かな水資源の確保に貢献しています。

○　大気や水の浄化、気温の緩和のほか、風や騒音を防ぐなど快適な生活環境を保全します。

#### （３）豊かな自然環境や生物多様性の保全

○　濃い緑が印象深いスギ林や海岸松林、彩りに富んだ広葉樹林など、本県の代表的な風景である豊かな森林景観を形成します。

○　レクリエーションや癒しの場、環境学習の場など、県民が自然とふれあい、安らぎを体感できる空間を提供します。

○　多種多様な野生動植物が生息・生育する場や種・遺伝子の保存の場を提供し、生

物多様性に貢献します。

### （４）地球温暖化の緩和への貢献

○　森林は適正に整備することにより大気中の二酸化炭素を吸収して、地球温暖化の緩和に貢献します。

○　森林から作り出される木材の利用により、炭素の貯蔵や化石燃料の使用削減に貢献します。

## ２　林業・木材産業の役割

### （１）木製材品等の供給

○　木材等の林産物や品質・性能が確かな製材品を効率的に生産することにより、消費者や需要者のもとに安定的に供給します。

### （２）地域経済の活性化

○　林業・木材産業は、地域を支える基幹産業となっており、雇用の確保・創出の役割を担っています。

○　木材、しいたけ等の生産・加工を通じて、地域経済の活性化に貢献します。

### （３）脱炭素社会の実現への貢献

○　除間伐等の適正な森林整備や計画的な伐採と再造林は、二酸化炭素の吸収や固定機能の高い森林の造成に繋がり、2050 年の脱炭素社会の実現に貢献します。

○　環境への負荷が少なく再生可能な資源である木材の生産・加工・流通は、森林資源の循環利用を支える役割を担っています。

○　森林から作り出された環境に優しい木材は、建築材としての利用に加え、エネルギー利用など多様な分野において無駄なく有効利用することにより、脱炭素社会の実現に貢献します。

## ３　持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

### （１）森林・林業・木材産業と SDGs の関係性

○　地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景に持続可能な開発目標（SDGs）に対する注目が高まっています。

○　SDGｓでは、17 の目標の中に「持続可能な森林の経営」を含む目標（目標 15）が掲げられています。また、森林は生物多様性の保全に大きく貢献するとともに、土壌の保全（目標 15）や、水を育み（目標 6）、炭素を貯蔵する（目標 13）など、持続可能な森林経営の推進により生み出される森林の多面的機能が SDGｓの様々な目標に貢献しています。

# 第３章　計画の目標と施策の基本方向

## 第１節　目指す姿と基本目標

### １　基本的な考え方

県土の７割を占める森林は、木材の生産など林産物の供給はもとより、豊かな水を育み土砂災害や洪水から県民の生命・財産を守るとともに、地球温暖化の緩和など県民の暮らしに計り知れない恩恵を与えています。また、野生生物の生息・育成の場や景観の創出など自然環境の保全・形成にも大きな役割を果たしています。

この豊かな森林は、戦中・戦後の過剰な伐採に伴い森林が荒廃する中、昭和 30 年代から推進された拡大造林により造成された人工林が過半を占めており、その成熟とともに利用が進むことで地域の経済を支えるとともに、今では、国産材供給基地として全国的に重要な位置を占めるようになりました。また、近年、豪雨災害が激甚・頻発化する中で、本県の豊かな森林が水源の涵養や国土の保全などの公益的機能を発揮することに、県民の期待がより一層高まっています。

しかしながら、近年においては林業採算性や森林所有者の経営意欲の低下など様々な要因により、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植栽されずに放置される森林が増加するなど、将来の森林資源の循環利用や森林の持つ公益的機能の低下が懸念される事態となっています。

このような中、本県では、平成 18 年に森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した森林づくりを目指す「宮崎県水と緑の森林づくり条例」を制定し、令和６年には、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となった再造林の推進を目指す「宮崎県再造林推進条例」を制定しました。

これらの条例の理念を実現し、長期的な展望に立ち、個々の森林が持つ多面的機能が、より高度に、より持続的に発揮されるような森林づくりを行い、健全な姿で未来に引き継いでいくことが求められています。

以上の基本的な考え方のもと、本県の「長期的に目指す森林の姿」を示すとともに、資源循環利用を目指す人工林においては５年後の素材生産量と再造林面積の目標を設定しました。

### ２　長期的に目指す森林の姿

#### （１）目指す森林の姿

森林は木材の生産に加え山地災害防止や水源の涵養、生物多様性の保全など公益的機能の発揮を通じて県民の生活を支え地域経済の発展に寄与しており、これら森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって持続可能な林業経営を目指す森林（以下「生産林」という。）と森林の持つ公益的機能の発揮を重視する森林（以下「環境林」という。）に区分し、それぞれの目的に応じた森林へ誘導することで、適地適木を基本とした多様な林齢、多様な樹種から構成される森林を目指します。

#### （２）生産林と環境林

ア　「生産林」

人工林のうち、林木の生育に適した土壌を有し、傾斜が比較的緩やかで、路網からの距離が近く、山地災害発生リスクが低いなど林業経営に適した森林で、木材生産機能を重視した森林づくりを行います。

イ　「環境林」

人工林のうち、経済性等を考慮した場合に林業経営に適さない森林（尾根部、急傾斜地など）や公益的機能の発揮がより望まれる森林（海岸林、渓畔林など）、及び林業経営に適さない天然林で、公益的機能を重視した森林づくりを行います。

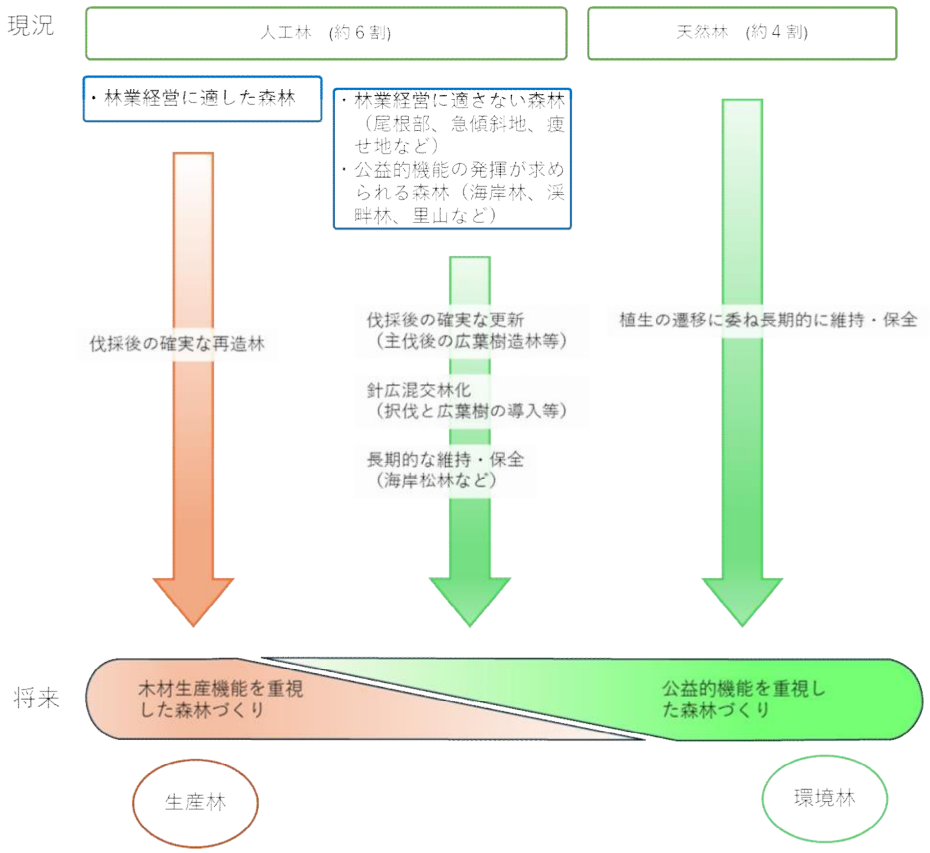


図１ ：長期的に目指す森林の方向性

## （３）目指す森林の方向性

ア　「生産林」

木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、主伐を行った後には確実な再造林と適切な保育・間伐等を行うとともに、路網の整備や機械化等の効率化を推進し、森林資源の循環利用による持続的な木材供給が可能な森林を目指します。

イ　「環境林」

災害の防止や水源のかん養など公益的機能を高める観点から、人工林を皆伐する場合には、広葉樹の植栽や天然力の活用により広葉樹林化を図ります。また、皆伐が困難又は公益的機能を発揮するために非皆伐が望ましい人工林では、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交林に誘導します。

現況が天然林の場合には、植生の遷移に委ねることを基本に必要に応じて最低限の施業を行い、広葉樹を主体とした成熟した森林として維持していきます。

これにより、林冠や根茎が発達し広葉樹等の多様な樹木等で構成され、土壌保持力や保水能力、生物多様性に優れるなど公益的機能を高度に発揮する森林を目指します。

図２：「長期的に目指す森林の姿」のイメージ

※イメージとして各森林の写真等を挿入

## ３　５年後の素材生産量と再造林面積

我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少しており、今後とも、人口減少・少子高齢化が一層進行する見通しであることから、労働力不足が深刻化し、適切な森林の施業や木材の生産に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

一方で、我が国の燃料材を除く木材需要量は長期的に減少しているものの、木材自給率が平成 14 年を底に上昇傾向で推移していることから、国産材の需要は増加傾向にあります。

このような中、本県製材品の９割を占める建築用材の主な需要先である新設住宅着工戸数は、人口減少に伴い今後 15 年間で３割減少するとの予想もあることから、県産スギ材が使われていない住宅部材への利用促進や非住宅等の新たな分野での市場開拓、本県の高度な木材加工技術を活かした製品の県外出荷・海外輸出などにより県産材の木材需要を維持していくことで見通される、５年後の素材生産量の目標を 190 万㎥としました。

また、伐採による資源利用が進む中、持続可能な林業を確立していくためには、伐採後の人工造林による適確な更新が不可欠であることから、スマート林業の推進などによる森林施業の効率化・省力化や造林作業員の待遇改善、担い手の確保・育成を図ることなどで見通される本県民有林における再造林面積の目標を 2,570ha（再造林率 90％）としました。

| 現況（令和６年度） | |
|---|---|
| 素材生産量（万㎥） | 189 |
| 再造林面積（ha） | 2,079 |

→

| 将来目標（令和 12 年度） | |
|---|---|
| 素材生産量（万㎥） | 190 |
| 再造林面積（ha） | 2,570 |

## 4　森林・林業・木材産業の目指す姿

本計画では、森林・林業・木材産業において、次のような姿を実現することを目指します。

### （１）森林の目指す姿

○　森林の区分（ゾーニング）に応じた計画的な伐採や再造林及び間伐の実施など、適切な森林管理が行われ、木材等の林産物の供給をはじめ、災害の防止、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されていること。

○　森林資源の循環利用が着実に進み、齢級や樹種の構成など、バランスがとれた森林になっており、地球温暖化の緩和や持続可能な開発目標（SDGs）などに貢献していること。

○　多様な動植物が生息・生育する森林が保全されるとともに、有害鳥獣に対する被害防止対策や野生鳥獣の適正な生息数の管理が行われており、野生鳥獣との共存が図られる一方で、森林環境教育やレクリエーションの場として利用されていること。

### （２）林業の目指す姿

○　レーザ計測やICTの活用による森林資源情報の高度化・デジタル化や自動化等機械への転換による省力化・軽労化など、就労環境の改善が図られ安全で効率的な林業「スマート林業」が実践されていること。

○　エリートツリーの活用などによる森林整備の省力化、効率的な路網配置と高性能林業機械の導入、しいたけなど特用林産物との複合経営等により、低コストで合理的な森林経営が確立され、林業の収益性と森林所有者の所得が向上し、伐採後の速やかな再造林により持続可能な林業が確立されていること。

○　環境に配慮した森林施業や路網整備及び林業経営や労働安全に関する幅広い知識・技能を身につけた林業技術者を有する意欲ある林業事業体等が養成されていること。

○　林業が安全で若者や女性にも魅力ある産業となっており、林業担い手の確保や森林資源を活用した森林産業の創出が進み、定住・交流人口が拡大するなど、活力のある山村地域となっていること。

### （３）木材産業の目指す姿

○　レーザ計測やICTを活用した低コストで効率的な素材生産システムや合法木材流通体制が整備され、持続可能な原木の安定供給システムが確立されており、山元での適正な原木価格が確保されていること。

○　大径材にも対応した加工施設の整備拡充を含め、ICT 等を活用した木材の加工・流通の合理化が図られるとともに、産地から工務店までのサプライチェーンが構築され、品質・性能の確かな製材品が安定的に供給されていること。

○　住宅や公共建築物での木造・木質化はもとより、非住宅分野における木材利用や家具等の非建築分野での利用など、多様な分野での木材利用が進むとともに、東アジア地域を中心とした様々な国に向けた輸出が増加するなど、県産材の需要量が維持され、付加価値の高い多様な製品を供給することで、活力ある産業となっていること。

## ５　基本目標

**「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」**

**～多様な森林（もり）づくりとイノベーションを通じて～**

私たちは、これまで森林との長い共生の中から、木材の利用はもちろん、水や空気、心の安らぎなど多くの恩恵を受けてきました。

近年、地球温暖化の緩和など森林の役割がますます重要視されている中、私たちは、先人が守り､再生の努力を重ねてきた森林を次の世代に引き継いでいく責務があります。

また、本県の森林資源は充実し、素材生産が活発化する一方、担い手の減少・高齢化の進行に対応した再造林の推進や効率的な木材の生産・加工・流通体制の構築が必要となっているほか、林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業であることから、その振興は極めて重要です。

このため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる多様な森林づくりを進めるとともに、新たな技術の活用などの林業イノベーションの取組を通じて、収益性の向上を図り、林業生産活動や木材製品等の供給を持続的に行うことができる林業・木材産業の確立を目指します。

# 第２節　施策の基本方向と施策体系

## １　施策の基本方向

森林に対する期待が木材生産をはじめ、地球温暖化の緩和、災害防止、生物多様性の保全など多様化する一方、木材価格の長期低迷や林業担い手の減少・高齢化などにより、林業・木材産業は依然として厳しい経営を強いられ、山村地域の活力が低下しています。

このため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する森林づくりと、その森林の管理から素材生産、製材、加工、流通に至るまで、新たな技術の導入や担い手の確保・育成を図り、持続可能な林業・木材産業の確立を目指すことを念頭に、次の３つの基本方向に沿って施策の展開を図ります。

**①　多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり**

森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させていくため、高度な森林資源情報の整備や優良苗木の活用などにより森林の果たすべき機能や土地条件に応じた多様で豊かな森林づくりを進めます。

**②　持続可能な林業・木材産業づくり**

環境に配慮した伐採の推進や速やかな再造林、素材生産から木材の加工・流通の合理化・効率化及び多様な分野での県産材の利用促進などにより、持続可能な林業・木材産業づくりを進めます。

**③　森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり**

山村地域の定住環境の整備等により山村地域の活性化を図るとともに、地域林業・木材産業のリーダーとなる人材育成や森林環境教育及び木育などにより森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりを進めます。

## 2　施策体系

| 基本目標 | 施策の基本方向 | 施策の展開 | 具体的施策の展開 |
|---|---|---|---|
| 持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立　～多様な森林づくりとイノベーションを通じて～ | 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり | 1　適切な森林管理の推進 | (1) 森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全<br>(2) ICT 等を活用した森林関連情報の整備<br>(3) 公的関与による森林管理<br>(4) 生物多様性の保全に配慮した森林づくりの推進 |
| | | 2　資源循環型の森林づくりの推進 | (1) 適切な再造林の推進とコストの低減<br>(2) 適切な間伐の推進<br>(3) 優良な苗木の生産拡大<br>(4) 効率的で災害に強い路網の整備<br>(5) 野生鳥獣被害防止対策の推進 |
| | | 3　安全・安心な森林づくりの推進 | (1) 林地の保全と保安林の適切な管理<br>(2) 山地災害の防止と復旧対策の推進<br>(3) 濁水・流木の発生源対策の推進<br>(4) 林野火災対策の推進<br>(5) 松くい虫被害対策等の推進 |
| | 持続可能な林業・木材産業づくり | 1　効率的な林業経営と原木供給体制の確立 | (1) 林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進<br>(2) 経営感覚に優れ、再造林や環境に配慮する林業経営体の育成<br>(3) 持続可能な原木供給体制の確立<br>(4) 効率的な機械化の推進 |
| | | 2　木材産業の競争力強化 | (1) 木材加工・流通ネットワークの構築<br>(2) 効率化・省力化につながる生産体制の構築<br>(3) 木質バイオマスの適切な利用<br>(4) 新たな木材需要創出に向けた取組の推進 |
| | | 3　県産材の需要拡大の推進 | (1) 消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進<br>(2) リフォームなど住宅産業等との連携の促進<br>(3) 非住宅・土木・家具等の幅広い分野への利用拡大<br>(4) 県産材製品の輸出促進<br>(5) 木づかい運動の推進 |
| | | 4　特用林産の振興 | (1) 特用林産物の生産振興<br>(2) 特用林産物の消費・販路拡大<br>(3) 新たな特用林産物の商品化 |
| | | 5　研究・技術開発及び普及指導 | (1) 林業・木材加工試験研究と技術移転の推進<br>(2) 異業種との連携促進による木材の新たな分野への利用推進<br>(3) 地域に密着した普及指導の展開 |
| | 森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり | 1　山村地域の振興・活性化 | (1) 定住環境の整備<br>(2) 地域の森林の適切な保全管理<br>(3) 森林資源の活用による就業機会の創出と所得確保<br>(4) 都市と山村の交流促進 |
| | | 2　林業・木材産業を支える担い手の確保・育成 | (1) 新規就業者の確保・育成<br>(2) 林業・木材産業のリーダーやデジタル人材などの育成<br>(3) 就労環境の改善<br>(4) 林業労働安全衛生の確保 |
| | | 3　森林（もり）を育み、支える人づくり | (1) 多様な主体による森林（もり）づくり活動の促進<br>(2) 森林環境教育の推進<br>(3) 木育の推進 |

# 第４章　基本計画

## 第１節　多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり

本県は樹木の生育に適した気候のもと、先人のたゆまぬ努力によって造成された豊かで多様な機能を持つ森林資源が充実し、全国に先駆けて利用期を迎えています。

こうした中、収穫期を迎えた林分の増大を背景に活発な木材生産が行われる一方で、収益性の低さ等から伐採面積に見合う再造林が行われておらず、このような状況が続くと、森林資源の減少のみならず、豪雨等による災害の発生など、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されます。

また、令和元年度からスタートした、市町村が仲介役となり自ら経営管理できない森林所有者と林業経営者をつなぐ「森林経営管理制度」と、その推進を主な使途とする「森林環境譲与税」を活用して、手入れの行き届かない森林の適切な管理や有効活用を進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、伐採後の速やかな再造林を推進するとともに、森林計画制度や森林経営管理制度及び市町村が定める機能別ゾーニング等に基づき、ICT 技術の積極的な活用による効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や齢級で構成された、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進します。

### １　適切な森林管理の推進

《具体的な施策》

**（１）森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全**

①　流域ごとに森林の特性に応じた森林整備・保全の方向性を示す地域森林計画に即した伐採・造林等の実施により森林資源が持続的に確保されるよう、市町村や森林組合等と連携し適正な制度運用を図ります。

②　地利や地位、地形等の自然条件を踏まえ、主伐林齢の多様化に対応した計画的な伐採と確実な再造林を推進し、バランスのとれた齢級構成への誘導を図ります。

③　森林の区分（ゾーニング）など地域の実情に即した森林整備の規範となる市町村森林整備計画の適正な運用に向け、市町村への指導・助言に努めます。

④　森林所有者に対して、個々の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。

⑤　伐採届出制度の適正な運用等について、市町村への指導・助言、素材生産事業者等に対する周知徹底を図るとともに、森林境界の明確化を推進し、無断伐採の未然防止に努めます。

**（２）ICT 等を活用した森林関連情報の整備**

①　森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステムの機能拡張及びオープンデータ化により、森林情報の高度利用や共有化を推進し、市町村や森林組合等との連携によるデータの適時更新などの資源管理の合理化や申請手続きの簡素化による県民

サービスの向上を推進します。

② 人工衛星やドローンの写真データ、森林変化情報のＡＩ判読システム等を活用した伐採跡地や造林地の把握、市町村における林地台帳情報の共有などにより、森林情報の的確な更新を図ります。

③ ドローンの写真データ、GIS データ等の活用により森林整備事業の申請・検査事務等の効率化を図るとともに、レーザ計測（立木、地形、所有境界等）による森林資源量等の把握や解析データを路網整備や森林整備、災害の調査・測量設計等に利活用する取組を推進します。

### （３）公的関与による森林管理

① 森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村やひなたのチカラ林業経営者による適切な経営管理を推進するため、国による制度の見直しを踏まえた市町村支援を行います。

② 公益性が高い民有林で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用した市町村による間伐等や宮崎県森林環境税を活用した植栽等による広葉樹林化等を促進します。

③ 県有林等の公有林については、私有林における森林整備の模範となるよう、適切な森林管理や施業を実施します。

④ 伐採時期を迎えている県営林や林業公社等については、森林所有者の意向を確認しながら計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の再造林を推進します。

### （４）生物多様性の保全に配慮した森林づくりの推進

① 循環利用に適した森林以外は、針広混交林や広葉樹林への誘導、長伐期を見据えた施業による多様な樹種や林齢で構成される森林づくりを推進します。

② 実のなる木の植栽や遊歩道の整備など、森林環境教育のフィールドや癒やしの場としても活用可能な森林づくりを推進します。

③ 巨樹・古木等を地域の宝として次世代に継承できるよう、市町村等が行う保護や保全活動を支援します。

④ 原生的な森林や渓畔林等の保全など多様な野生動植物が生息・生育できる森林づくりを進めます。

⑤ 自然とふれあいの場であり、生物多様性保全等の機能を有する里山林や海岸林等の身近な森林の整備・保全を推進します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 森林経営計画作成率（%） | 45.5 | 53.0 |
| ICT を活用した森林管理・調査に取り組む事業体数（者） | 22 | 40 |
| 森林経営管理制度における意向調査実施累計面積（ha） | 17,527 | 55,800 |
| 広葉樹造林面積（ha） | 87 | 400 |

## ２　資源循環型の森林づくりの推進

《具体的な施策》

### （１）適切な再造林の推進とコストの低減

① 各地域に設置された山村地域の持続的発展推進会議（通称：「山会議」）等において、再造林推進の意識醸成を図るとともに、関係者が一体となった推進対策の検討を行います。

② 素材生産事業者と森林組合等との伐採情報の共有化を促進するとともに、伐採と再造林の「一貫作業システム」の定着を図ります。

③ 県内８地域に設置された「地域再造林推進ネットワーク」において、森林所有者への再造林の働きかけを行うとともに、素材生産事業者と再造林を担う森林組合等との連携を促進します。

④ コンテナ苗等を活用した低密度植栽の導入に取り組むとともに、これに対応した間伐等の新たな施業体系の推進や下刈り機械導入を見据えた植栽間隔の見直しなどの検討を進めます。

⑤ 初期成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や早生樹の導入、夏場を避けた時期の下刈りの実施や下刈り回数の削減など、作業の省力化や軽労化、低コスト化を進めます。

⑥ 地拵えや植栽、下刈り等の作業における新たな省力化機械の実証や導入への支援などにより、労働環境の改善を推進します。

⑦ 再造林の推進や森林資源の循環利用等に寄与する森林由来Ｊ－クレジットの活用を推進します。

⑧ 林業経営に適した森林における計画的な伐採や確実な植栽及び保育に加え、植栽未済地では灌木の除去を支援し再造林に繋げるなど、森林資源の循環利用を促進します。

### （２）適切な間伐の推進

① 関係者が一体となった間伐の普及啓発により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定に貢献する健全な森づくりを推進します。

② 森林経営計画に基づく施業の集約化や森林作業道等の整備、列状間伐の普及など、効率的かつ計画的な間伐を推進します。

③ 高齢級林分においては、齢級構成の平準化と併せ、現場条件に応じて公益的機能の発揮に向けた間伐による長伐期施業への誘導を図ります。

④ 森林所有者による経営管理が困難で、手入れが行き届かない荒廃した森林について、森林環境譲与税を活用した市町村による間伐の実施を推進します。

### （３）優良な苗木の生産拡大

① 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図ります。

② 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA 鑑定に基づく系統の確かな採穂園や指定採種源の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉症対策苗木などの優良苗木の安定供給体制を整備します。

③ 初期成長に優れた特定苗木については、林木育種センター九州育種場等と連携、

協力して認定特定増殖事業者の取組を支援し、母樹園の造成やその母樹から採穂した苗木の生産を促進します。

④　植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗については、生産施設整備や生産経費への支援などにより、生産拡大と普及を図ります。

## （４）効率的で災害に強い路網の整備

①　森林資源や林内路網の整備状況等を踏まえた上で、林道、林業専用道及び森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網ネットワークの構築を進めます。

②　濁水発生防止など周辺環境への影響に配慮するとともに、地形や地質等の条件を十分に踏まえた、災害に強い林道等の整備を推進します。

③　高性能林業機械等による作業システムに対応した林業専用道や森林作業道の適正配置に努め、森林施業のコスト縮減を図ります。

④　木材流通の広域化や輸送車両の大型化に対応するため、幹線となる林道の改良や改築、土場・作業ポイントの配置など、効率的な木材輸送に向けた路網整備を推進します。

## （５）野生鳥獣被害防止対策の推進

①　野生鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置等による「被害防止対策」と併せて狩猟における規制緩和や有害鳥獣捕獲等を実施し、効果的な捕獲を促進します。

②　シカ、サルなどの生息状況や加害の実態等を把握し、狩猟や認定鳥獣捕獲等事業者制度による隣県と連携した捕獲等により、適切な鳥獣管理に努めます。

③　狩猟免許取得希望者のための事前講習会の開催や免許取得に係る経費への助成など狩猟免許を取得しやすい環境を整備するとともに、狩猟初心者・農林業者等を対象とした捕獲技術などの講習会を開催し、狩猟者の確保・育成を図ります。

④　鳥獣被害対策支援センターを中心に、各地域での鳥獣被害対策や技術指導を担う「鳥獣被害対策マイスター」等の人材を育成するとともに、地域鳥獣被害対策特命チームとの連携による、地域が一体となって取り組む被害防止対策を支援します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 再造林面積（ha） | 2,079 | 2,570 |
| 内数：造林と伐採の連携による再造林面積（ha） | 384 | 500 |
| 再造林率（%） | 78(※R5) | 90 |
| 間伐実施面積（ha） | 2,533 | 6,000 |
| スギ苗木生産量（万本） | 612 | 620 |
| 内数：コンテナ苗木生産量（万本） | 296 | 372 |
| 内数：特定苗木の苗木生産量（万本） | 207 | 250 |
| 林内路網密度(m/ha) | 39.2(※R5) | 40.6 |
| シカ推定生息数（頭） | (令和5年度)<br>88,000 | 47,000 |
| シカ捕獲数（頭） | (令和6年度)<br>24,062 | 14,000 |

## ３　安全・安心な森林づくりの推進

《具体的な施策》

### （１）林地の保全と保安林の適切な管理

①　森林の有する公益的機能の高度発揮が特に必要とされる森林については、長伐期施業や小面積皆伐など、公益的機能に配慮した森林整備を推進します。

②　伐採届出制度の適正運用の推進等により、無断伐採や植栽未済地の発生を未然に防止するとともに適切な再造林を推進します。

③　人工衛星データや森林変化情報のＡＩ判読システム、ドローン等を活用した効率的な伐採現場パトロールや植栽未済地とその更新状況の把握等により、森林の巡視体制や素材生産事業者等に対する指導を強化し、合法性や環境に配慮した伐採を推進します。

④　森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した森林の適切な利用を確保するため、国土利用計画に定める森林資源の循環利用や県土の保全などの「森林の果たす役割」にも配慮しながら、林地開発許可制度の厳正な運用と指導に努めます。

⑤　保安林制度等の理解の促進に向けた森林所有者や地域住民等への普及啓発を推進し、水源の涵養や生活環境の保全等重要な機能を有する森林については、保安林の計画的な指定や整備を進めます。

⑥　「宮崎県水源地域保全条例」に基づく森林売買等事前届出制度の適正な運用により、水源地域にある森林の水源涵養機能の維持を図ります。

### （２）山地災害の防止と復旧対策の推進

①　激甚化する豪雨災害などに対応するため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林においては、治山事業を計画的に実施し、事前防災・減災を推進するとともに、被害箇所の早期復旧を図ります。

②　森林の水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、奥地水源地域や荒廃森林等において、治山施設等の設置と森林整備を一体的に実施するとともに流域治水の取組等と連携した対策を推進します。

③　防災意識の高揚や山地災害危険地区の周知徹底を図るため、県のホームページの活用や山地災害防止キャンペーンの積極的な展開とともに、市町村と連携して地域住民への危険地区の情報提供に努めます。

④　治山施設の点検結果等を踏まえた老朽化対策や施設の機能強化等に取り組み、災害防止機能の維持・向上を図ります。

### （３）濁水・流木の発生源対策の推進

①　県内の各流域の濁水・流木の発生状況に応じて、関係機関等と連携し発生源対策に取り組みます。

②　適切な間伐の実施により適正な林分密度を保つなど、根系の発達した健全な森林づくりを推進します。
③　伐採後の速やかな再造林を進め、森林保全機能の維持に努めます。
④　濁水の発生源となる山腹崩壊地等からの土砂等流出を防止するため、治山施設の設置や山腹緑化等を進めます。
⑤　流木に起因する災害を防止するため、渓流等に堆積した流木や渓流沿いの危険木の撤去と合わせ、流木捕捉効果の高いスリットダム等の設置を進めます。
⑥　伐採事業者に対し「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」や「宮崎県森林作業道作設指針」を遵守するよう、市町村と連携した伐採現場パトロールや研修会等の中で指導を強化し、流木や濁水の発生の抑制に努めます。

**（４）林野火災対策の推進**

①　山火事による森林被害を未然に防止するため、県等による巡視や予防パレード等の普及啓発活動を実施します。
②　林野火災発生時の通報体制等の対応マニュアルの周知・徹底を図るとともに、国や市町村、関係団体等と連携しての情報収集・共有を適時適切に実施します。

**（５）松くい虫被害対策等の推進**

①　松くい虫等による森林被害を未然に防止するため、被害状況を的確に把握するとともに、関係者間の情報共有を図り、一体的な防除を推進します。
②　保安林等の公益的機能の高い重要な海岸マツ林を中心に薬剤による防除を実施します。
③　被害を受けたマツの徹底した伐倒駆除を行います。
④　被害跡地については、抵抗性マツの植栽や広葉樹への樹種転換を計画的に進め、貴重な海岸林等を保全します。
⑤　薬剤防除及び伐倒駆除の適期実施を徹底するため、関係機関と連携した作業の実施や、研修会等による知識の共有を図ります。
⑥　県木「フェニックス」を食害する害虫の薬剤による防除や、被害木の伐倒駆除を行うとともに、新たに発生した森林病虫害の情報を把握し、防除方法等の情報提供を行います。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和12年度 |
|---|---|---|
| 保安林指定率（%） | 32.0 | 33.5 |
| 山地災害危険地区の着手箇所数(箇所) | 2,617 | 2,737 |

## 第２節　持続可能な林業・木材産業づくり

林業・木材産業は、山村地域において木材や特用林産物などを産出し、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。

このような中、本県の林業は、充実した森林資源を背景に、素材生産が進む一方で、労働生産性の低さや担い手不足など、依然として経営環境は厳しく、加えて、速やかな再造林や環境に配慮した伐採作業が求められています。

また、木材産業は、国際的な貿易協定への対策や国内外への販路拡大に向け製材品の加工・流通体制の更なる効率化・合理化、品質・性能の確かな製品の供給はもとより、人口減少が進み、中長期的に住宅需要の減少が見込まれる中、非住宅建築物などでの新たな木材需要の創出が求められています。

さらに、木材利用の推進による森林資源の循環利用は「持続可能な開発目標（SDGs）」に大きく関わっており、その目標達成に向けて関係者が一体となって取り組む必要があります。

このため、効率的な林業経営の推進や再造林及び環境に配慮する林業経営体の育成、持続可能な原木供給体制の確立、需要者のニーズに応じた製品の安定供給のほか、消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進や特用林産物の消費・販路拡大、普及指導等に取り組み、持続可能な林業・木材産業づくりを推進します。

### １　効率的な林業経営と原木供給体制の確立

《具体的な施策》

**（１）林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進**

①　伐採や植栽等の施業履歴など、林業経営に必要な情報の集積や活用に向けた取組を進めます。

②　施業の集約化等による効率的な林業経営や木材生産に向けて、森林施業プランナー等の育成を促進します。

③　森林経営管理制度等を活用し、森林所有者に代わって森林の管理や経営を行う仕組みの構築を推進するとともに、制度の見直しを踏まえ、経営意欲のある者への林地の集積・施業の集約化に係るモデル的実証を行います。

④　就業者の作業軽労化など就労環境の整備、素材生産事業体と森林組合等が連携した施業の促進など、効率的な森林施業につながる取組を推進します。

⑤　地域再造林推進ネットワーク等と連携して、森林の相続等の相談事例の収集や分類、対応手順の検討を行うなど、林地の集積・施業の集約化につながる取組を推進します。

## （２）経営感覚に優れ、再造林や環境に配慮する林業経営体の育成

① 長期にわたり安定的な森林経営を実現するため、経営管理能力の保持、森林施業実行体制の確保、行動規範の策定などの基準を満たし森林経営管理制度の重要な役割を担う「ひなたのチカラ林業経営者」の育成を推進します。

② 雇用管理の改善や事業の合理化を図るため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受ける林業経営体の育成を推進します。

③ 伐採に起因する山地災害の防止や再造林を推進するため、「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」や「宮崎県森林作業道作設指針」を遵守し、再造林や環境に配慮する健全な林業経営体を育成します。

④ 地域の林業経営の重要な担い手である森林組合については、組合運営の活性化や販売事業の拡大等による経営基盤の強化を促進します。

## （３）持続可能な原木供給体制の確立

① 林業・木材産業に関わる全ての関係者が、法令遵守や環境への配慮など「持続可能な資源の循環」の一翼を担っているという意識醸成を図ります。

② 位置情報（GPS）や地理情報（GIS）等を活用した流通木材の合法性の実証等を進めるとともに、業界ルールやチェック体制の強化を推進します。

③ 市町村と連携しつつ、効率的で持続可能な林業経営に必要な地形情報や森林資源情報等を集積し、ICT を活用した新たな生産管理の導入に向け、実践的な取組を推進します。

## （４）効率的な機械化の推進

① 伐採、集材、造林、保育等のそれぞれの作業に応じた機械化を目指し、伐採・集材作業の遠隔化など、先進的な取組を推進します。

② GIS や ICT 等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証など、次世代技術の導入に向けた取組を推進します。

③ 伐採箇所の奥地化や高齢級林分の増加による大径化に対応するため、高性能林業機械の導入や輸送車両の大型化を促進するとともに、架線集材技術の継承等にも取り組みます。

《主な指標》

| 項　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 素材生産量（千㎥） | 1,894 | 1,900 |
| 内数：ひなたのチカラ林業経営者素材生産量（千㎥） | 1,265（※R5） | 1,624 |
| 林業イノベーションに取り組む事業体数（者） | 54（※R5） | 60 |
| 林業産出額（億円） | （令和5年）<br>295 | 295 |

## ２　木材産業の競争力強化

《具体的な施策》

### （１）木材加工・流通ネットワークの構築

①　木材需要に柔軟に対応するため、ICT を活用した山元から製材等までの情報・流通ネットワークの構築を推進します。

②　製材工場とプレカット工場等の連携や､共同出荷による輸送コストの縮減に向け、関係者の連携による流通システムの構築を推進します。

③　供給サイドが需要者ニーズに応えるマーケットイン型等の製品流通体制づくりを推進します。

④　木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材・木材製品の流通を推進します。

### （２）効率化・省力化につながる生産体制の構築

①　人口減少・高齢化に伴う労働力不足等に対応するため、木材加工流通施設の省力化・効率化を推進します。

②　構造計算に対応できる、品質・性能の確かな JAS 材や人工乾燥材等の安定供給体制を構築します。

③　人口減少に伴う国内マーケットの縮小に対応するため、国産材の使用率が低い横架材や２×４材等の供給力を強化するとともに、内外装材や家具・建具など付加価値の高い多様な製品を供給する取組を進めます。

④　大径材の利用を含めた製材品の生産・輸送コストの見直しなどによる経営改善、合理化に向けた施設整備を進めます。

### （３）木質バイオマスの適切な利用

①　林地残材や広葉樹等を効率的に収集・運搬するシステムを確立し、木質バイオマスの安定供給体制の構築に努めます。

②　木質バイオマス資源の有効活用を進めるため、畜産敷料・堆肥や製紙用パルプ等のマテリアル利用、発電・熱等のエネルギー利用等を、需給バランスを踏まえ推進します。

### （４）新たな木材需要創出に向けた取組の推進

①　住宅分野や非住宅分野における県産材が使われていない部材への活用など、新たな木材需要の創出を目指し、利活用技術や製品の開発、販路開拓などに取り組みます。

②　非建築分野での新たな用途への技術開発や研究を進め、幅広い木材利用の提案に取り組みます。

③　早生樹やエリートツリー等の次世代原料の活用に向けた研究開発やマーケットニーズの把握を進めます。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
| --- | --- | --- |
| 製材品出荷量（千㎥） | （令和６年）<br>882 | 920 |
| 製材品の全国シェア（%） | 11.6 | 13.0 |
| 人工乾燥材生産量（千㎥） | （令和６年）<br>517 | 530 |
| 人工乾燥材率（%）<br>※建築用材に占める割合 | 64.1 | 64.2 |

## ３　県産材の需要拡大の推進

《具体的な施策》

### （１）消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進

①　県外消費地等における販路拡大を図るため、産地としての魅力を含めた県産材のプロモーション活動などを通じて、選ばれる産地づくりを推進します。

②　都市部における木材利用を進めるため、都市圏域の自治体や企業等との連携、ニーズに応じた製品の開発などを推進します。

③　新たな建設資材に関する研究開発や建築構法の試験研究及びその実用化など、普及に向けた取組を推進します。

④　設計事務所や工務店等と試験研究機関等との連携により、大径材等を活用した新たな製品や構法等の開発を支援します。

### （２）リフォームなど住宅産業等との連携の促進

①　市場規模の拡大が見込まれるリフォームや建物の新たな性能・価値を高めるリノベーションなどにおいて工務店等との連携を図り、内装材等の木材利用を促進します。

②　県内の製材工場や工務店等と研究機関との連携によるリフォーム市場等のニーズを捉えた製品や構法等の開発を支援します。

③　県内外の木材・建築業界における連携体制を構築し、大径材の活用や住宅における国産材比率の向上に取り組みます。

### （３）非住宅・土木・家具等の幅広い分野への利用拡大

①　公共建築物や民間施設等の木造・木質化を促進するため、木材利用技術センターに設置した木構造相談室によるアドバイスやモデルとなる施設の木造化等を支援します。

②　中大規模建築物が大半を占める非住宅分野での木造化を推進するため、木造建築の高い設計スキルを持つ建築士の育成を進めるほか、川上から川下の関係者が連携して民間非住宅建築物の木造化・木質化に取り組むためのネットワーク活動を支援します。

③　建築基準法の改正等により、構造計算に必要な強度・含水率等の適正な格付けと表示がされた JAS 材の需要が高まっていることから、JAS 認証の新規取得等の取組を支援します。

④　県の公共土木事業において木材利用を積極的に進めるとともに、その工法等について広く市町村や民間事業者等へ情報を発信し、官民あげて土木分野等における木材利用を推進します。

⑤　家具などの非建築分野での利用拡大を推進します。

### （４）県産材製品の輸出促進

① 本県の高度な木材加工技術を活かした、より付加価値の高い県産材製品の輸出拡大に向けた取組を推進します。

② 韓国への輸出については、パートナー企業を増やすためのバイヤーの招へいや技術研修会の開催による建築技術者への支援を行うとともに、企業等が行う実需に繋がるプロジェクトなどの取組を支援し、安定的な県産材輸出を促進します。

③ 台湾については、パートナー企業づくりのための商談会等の開催やコーディネーターの設置、常設展示場の開設等を行うとともに、木材関係団体等の連携を構築し県産材輸出の環境整備に積極的に取り組みます。

④ 中国、ベトナムなどアジア地域はもとより、有望な輸出先と考えられる米国等についても、県産材輸出のターゲットとしての可能性を調査するなど、企業等が行う新たな海外市場開拓のための取組を支援します。

### （５）木づかい運動の推進

① 「みやざき木づかい県民会議」を中心として、官民あげて県産材の利用促進や県民が気軽に木材と触れ合える機会の創出、県民への普及啓発など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

② 子どもから大人まで、広く県民を対象にした木材の良さや木材利用の意義等の理解を深める木育活動を推進します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 製材品出荷量（千㎥）　　再掲 | （令和６年）<br>882 | 920 |
| 公共建築物における木造率（％） | 19.1（※R5） | 35.0 |
| 木材輸出額（百万円） | 8,162 | 8,487 |
| 内数：県産材の製品出荷額（百万円） | 675 | 1,000 |

## ４　特用林産の振興

《具体的な施策》

### （１）特用林産物の生産振興

①　特用林産物（しいたけ・木炭・しきみ・たけのこ等）の生産に係る経営管理道等の生産基盤整備、省力化・効率化を図るための人工ほだ場、乾燥機、製炭窯等の施設整備を促進し、生産コストの削減や品質向上により生産者の収入向上に努めます。

②　生産者やJA、種菌メーカー等の関係団体と連携しながら、原木や菌床によるしいたけ生産施設の規模拡大を促進し、生産量の増加を目指します。

③　野生鳥獣による特用林産物被害を防止するための侵入防止ネットや人工ほだ場等の整備を支援し、安定した生産量を確保します。

④　県産のしいたけや備長炭の原木について、森林組合等との連携により、安定的な供給体制を構築します。

⑤　新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、新たな担い手の確保・育成を図り、山村地域の活性化を目指します。

### （２）特用林産物の消費・販路拡大

①　県産乾しいたけのみやざきブランドとしての知名度アップや消費拡大を図るため、国内だけではなく海外も含めた消費・販路拡大活動への支援を行います。

②　県内外において、乾しいたけ等のPR活動や食育活動等を実施し、消費拡大を図ります。

③　乾しいたけのトレーサビリティシステムの定着や食品表示法に基づく品質表示の適正化などに係る取組を推進し、消費者の安全・安心な食品に対するニーズに応えます。

④　有機JASやGAP等の認証取得に対する支援を行うとともに、生産者や事業者等と連携して輸出先となる国や地域のマーケットニーズに対応した施設整備を促進し、国内市場での競争力向上や海外輸出の拡大に努めます。

⑤　県産備長炭のブランド力向上のためのPR活動を支援するとともに、有利な販売につながる販路開拓等の促進や的確な情報提供に努めます。

### （３）新たな特用林産物の商品化

①　竹や特用樹等の特用林産物の地域資源を活用した商品開発や消費・販路拡大の取組を支援し、生産者の所得向上及び山村地域の活性化を目指します。

②　特用林産物を活用した菓子等の新商品の開発を支援するとともに、乾しいたけ消費量の少ない若年層をターゲットとした消費拡大を推進します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 乾しいたけ生産量（ｔ） | (令和５年)<br>310 | 422 |
| 生しいたけ生産量（ｔ） | (令和５年)<br>2,224 | 3,220 |
| 木炭生産量（ｔ） | (令和５年)<br>252 | 342 |
| 特用林産物の認証取得件数<br>（有機 JAS、GAP 等）（件） | 7 | 15 |

## ５　研究・技術開発及び普及指導

《具体的な施策》

### （１）林業・木材加工試験研究と技術移転の推進

①　地域が抱える課題などを試験研究の重点テーマとして優先的に取り組み、地域の特性や現場の実態に応じた実用的な試験研究を推進します。

②　大学や国・都道府県などの他の公設研究機関及び企業等との連携（産学官連携）を強化するとともに、企業等への研究協力や人材の交流等に努めます。

③　ICT 等を活用した森林管理方法やエリートツリー等優良苗木の増殖・活用による省力・低コスト再造林技術の開発、森林病虫獣害の防除技術の確立などの研究に取り組みます。

④　県産スギ材の特性を生かした新しい部材や構法の開発など、地域の特性や現場に応じた試験研究に取り組みます。

⑤　商品価値の高い新たな特用林産物の生産や早生樹等の木質バイオマス利用、低コスト化や気候変動に適応したきのこ類の生産技術の開発などの研究を進めます。

⑥　研究成果の現場への速やかな技術移転や県内企業等への普及に努めます。

### （２）異業種との連携促進による木材の新たな分野への利用推進

①　木材の利用拡大に繋がる新たな商品の効率的な開発について、接合金具や新素材等を扱っている異業種の企業などと連携して推進します。

### （３）地域に密着した普及指導の展開

①　森林・林業・木材産業に関する専門的かつ高度な知識を有し、市町村への技術的支援や森林所有者への指導等を的確に実施する林業普及指導員（森林総合監理士を含む）の資質向上に向けた研修の充実や適正配置に努めます。

②　ICT 等最新技術を活用した効果的な森林調査や路網設計技術の研修を行うなど、最新技術の現地適応化を図ります。

③　適切な森林管理や特用林産物の生産、木材利用等を促進するため、林業技術センターや木材利用技術センターとの連携による試験研究成果の地域定着に向けた普及指導に努めます。

④　地元大学等の試験研究機関はもとより、地域の農業や商工業分野等との連携を強化し、新たな技術や経営手法等の普及指導に努めます。

⑤　森林経営管理制度を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を有効に活用するため、制度の実施を担う市町村や地域林政アドバイザーへの支援に取り組みます。

《主な指標》

| 項　　目 | | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|---|
| 研究成果の移転累計件数（件） | 林業技術センター | 98 | 110 |
| | 木材利用技術センター | 88 | 105 |

## 第３節　森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり

　県土の多くを占める山村地域は、豊かな自然を有するとともに、農林業生産活動を通じた県土の保全、水源の涵（かん）養など重要な役割を果たしています。少子高齢化や人口減少が進行する中においても、将来にわたって活力ある山村地域を維持するためには、林業・木材産業の振興や生活環境及び就労条件の改善を図り、所得の向上や地域を支える担い手を確保・育成する必要があります。

　このため、定住環境の整備、地域資源を活用した商品づくり、都市との交流促進等を図るとともに、県民の財産である森林と山村地域の基幹産業である林業や木材産業を守り・支える人材の確保・育成を進めます。

### １　山村地域の振興・活性化

《具体的な施策》

**（１）定住環境の整備**

①　山村地域の生活環境の改善、災害時の孤立集落の発生防止及び緊急輸送体制を確保するため、林道等の開設や既設道の改良・舗装等の機能強化により、公道や集落間を連絡する道路ネットワークの充実を図ります。

②　人家や防災拠点施設、避難経路等を保全するため、荒廃森林や災害のおそれのある山地災害危険地区等において、治山ダムや山腹緑化施設等による事前防災・減災対策を計画的に行います。

③　森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、木材生産機能の高い人工林では間伐などの適正な森林整備を推進するとともに、急斜面や林地生産力の低い森林では広葉樹林化を進めるなど、多様な森林への誘導を図ります。

④　集落周辺の防護柵の設置など鳥獣被害対策特命チームと連携を図りながら、地域が一体となって有害鳥獣に対する被害防止対策に取り組みます。

**（２）地域の森林の適切な保全管理**

①　新技術の導入等による森林施業の効率化・省力化や森林の未利用資源の有効活用等により収益を確保し、森林の適切な保全管理に繋げます。

②　手入れの遅れた森林を適切に管理するため、地域住民などによる里山の保全・整備や森林資源の利活用などの取組を支援します。

③　野生鳥獣による森林の被害を防止するため、効果的な防護柵の設置を支援するとともに、県民の狩猟への関心を高めるイベントなどを開催し、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の確保・育成を図ります。

### （３）森林資源の活用による就業機会の創出と所得確保

①　自然公園や九州自然歩道等の計画的な整備により、利用環境を改善し、自然の恵みを体感できる場として魅力を高め、「ユネスコエコパーク」や「世界農業遺産」の取組と連携したエコツーリズム等による森林の利活用を促進します。

②　森林セラピーなど地域の森林資源を活用した保養活動やアウトドア体験など観光・レジャー、健康、教育等を目的とした取組を推進します。

③　森林・林業の魅力発信や特用林産物などの地域資源を活用した商品開発等を支援し、山村地域での就業機会の創出や所得向上を目指します。

### （４）都市と山村の交流促進

①　自然公園等の優れた景観の保護を図るとともに、安全かつ快適に利用できる環境を整備・ＰＲし、都市部からの誘客を促進します。

②　国立公園等を活用した地域活力の向上を図るため、「国立公園満喫プロジェクト」の取組を推進するとともに、県内にある「ユネスコエコパーク」や「ジオパーク」等の地域資源ブランドを生かした取組などと連携しながら、訪日外国人旅行者等の交流人口の増加を図ります。

③　企業や都市部の住民に対し、森林ボランティア等のフィールドとしての活用を促進し、交流を通じた地域活性化を図ります。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| 山地災害危険地区の着手箇所数(箇所)再掲 | 2,617 | 2,737 |
| 県外からの林業・特用林産業新規就業者数（人） | 18(※R5) | 23 |
| 自然公園利用者数（千人） | (令和5年)<br>7,412 | 9,300 |

## ２　林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

《具体的な施策》

### （１）新規就業者の確保・育成

①　就業希望者を対象としたガイダンスの開催、リクルートブックの活用等により新規就業者を募集します。

②　ＳＮＳやホームページを活用して、新規就業者の就業のきっかけやライフスタイルなど林業・木材産業を親しみやすく発信します。

③　高校生向けの林業体験や造林･特用林産現場におけるインターンシップを実施し、就業しやすい機会を創出します。

④　みやざき林業大学校において、運営サポートチームとの連携を図りながら、本県の林業に愛着を持ち、実践的な林業の知識や技術を身につけた即戦力となる人材を確保・育成します。

⑤　林業や特用林産の新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、参入しやすい環境を整備します。

⑥　林業への外国人材の受入れに向けて制度の周知を図るとともに、関係団体と連携し支援体制を構築します。

### （２）林業・木材産業のリーダーやデジタル人材などの育成

①　みやざき林業大学校において、ICT 等の高度な知識や技術力を備えた人材、林業振興や地域おこし等にリーダーシップを発揮できる人材を育成します。

②　林業経営・技術の継承・発展や地域特産品の開発にチャレンジする林業研究グループや自伐林家等の自主的活動を促進し、地域林業のリーダーを担う林業後継者を育成します。

③　林業女子会「ひなたもりこ」の交流研修会や技能講習会等の開催を通じて、森林・林業・木材産業に関わりや興味がある女性同士の交流を促進し、女性参入を図るとともに、女性の視点による森林・林業の情報発信を推進します。

④　林業・木材産業に関わる企業の人材等で構成されている団体の活動を支援し、産業人材の育成や会員相互のネットワークの強化を図ります。

⑤　森林・林業、木材産業分野におけるＤＸ推進に必要なデジタル人材の育成強化を図ります。

⑥　柔軟な思考や発想力で、新たなサービスや商品を開発するなど、森林や木材に新たな価値を生み出す人材の育成を図ります。

### （３）就労環境の改善

①　月給制や週休２日制の導入を促進し、作業員の所得向上への取組支援等により、就業者の待遇改善を進めます。

②　福利厚生施設の導入により、働きやすい就労環境の整備を推進します。

③　ドローンを活用した森林調査や測量の実施、造林作業等の機械化による作業の省

力化・軽労化を推進します。

**（４）林業労働安全衛生の確保**

① 労働安全の意識醸成を図るため、安全大会等の開催や伐採現場等の巡回指導を実施します。

② 伐木技能の向上を目指す実技研修やリスクアセスメント研修等を実施します。

③ 国家資格である「林業技能士」の資格取得を促進し、従事者の技能向上はもとより、作業効率や安全意識の向上に繋げます。

④ 安全な作業方法及び防護服等の着用を徹底するため「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の普及・啓発を図ります。

⑤ 適正な路網整備と高性能林業機械の導入等により労働強度の軽減や安全性の向上等を推進します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値<br>令和６年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| みやざき林業大学校研修受講者累計数(人) | 2,965 | 4,863 |
| 　内数：長期課程研修受講者累計数(人) | 124 | 186 |
| 林業就業者数（人） | (令和2年)<br>2,420 | 2,000 |
| 新規林業就業者数（人） | 210(※R5) | 150 |
| 労働安全研修受講者数（人） | 255 | 300 |

## ３　森林（もり）を育み、支える人づくり

《具体的な施策》

### （１）多様な主体による森林（もり）づくり活動の促進

①　研修会の開催や情報提供等により森林ボランティア団体等の育成を図るとともに、苗木の提供等により県民やボランティア団体等が行う森林（もり）づくり活動を支援します。

②　森林（もり）づくり等の知識や経験が少ない企業やＮＰＯ法人等をサポートし、多様な主体による森林（もり）づくり活動を推進します。

③　社会貢献や地域との交流促進を目的として森林の整備や保全などの森林（もり）づくりに関わる企業の取組を促進します。

④　希少な野生動植物等の生息・生育地の保全活動を支援し、県民の生物多様性の保全に配慮した森林（もり）づくりを促進します。

### （２）森林環境教育の推進

①　子どもから大人まで幅広い世代を対象に、森林環境教育を実施することで、森林や木材への理解と関心を深め、森林づくりや木づかいに関わる活動への参加を促進します。

②　森林環境教育の拠点となる「ひなもり台県民ふれあいの森」や宮崎県林業技術センター「森の科学館」などの充実を図ります。

③　自然体験活動等の指導者の派遣等を行うことにより、地域や学校等で取り組む森林環境教育の実践活動を支援します。

④　みどりの少年団の活動支援により、緑を愛する心豊かな青少年の育成を図ります。

⑤　県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の実行に必要な財源として導入された宮崎県森林環境税について、様々なイベントやホームページ等を活用して周知を図り、県民の理解を深めていきます。

### （３）木育の推進

①　子どもから大人まで幅広く木材の良さや森林資源を循環利用する木材利用の意義等の理解の醸成を図るとともに、幼少期から木材とふれあう体験を通して、担い手への理解を深める「木育」を推進します。

②　「みやざき木づかい県民会議」を中心に、県民が気軽に木材と触れ合える環境を創出するとともに、県民への普及啓発を図ります。

③　木育活動の体系化を図る「みやざき木育プログラム」により、段階的・継続的な取組を展開していくこととし、プログラムの普及を担う「みやざき木育マイスター」

の活動を支援します。

④　木育活動を幅広く県民に定着させるため、地域における木育活動の実践を担う人材の育成を図ります。

⑤　民間事業者等が行う木育活動や保育園等の教育機関などが行う木育活動に必要な環境整備を支援します。

《主な指標》

| 項　　目 | 現況値 | 目標値 |
|---|---|---|
| | 令和６年度 | 令和 12 年度 |
| 森林ボランティア参加団体数(団体) | 193 | 250 |
| 企業による森林整備・保全協定面積（累計）(ha) | 615 | 650 |
| 森林環境教育参加者数（人） | 5,824 | 10,090 |
| 木育活動参加者数（人） | 2,925 | 5,000 |

# 第５章　重点プロジェクト

令和６年度から本格的に取り組む「グリーン成長プロジェクト」では、再造林推進条例に基づき、産学官と県民が一丸となって抜本的な再造林対策を進める「宮崎モデル」を構築することにしています。その取組は、プロジェクト終了後も継続的に推進する必要があることから、令和 12 年度までの重点的な取組として、以下の４つのグリーン成長プロジェクトの柱を、本計画の重点プロジェクトとして、引き続き取り組むこととします。

【重点プロジェクト】

重点１　再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制等の充実

重点２　再造林を支える担い手・経営体の確保

重点３　林業採算性の向上を図る新技術等の実装

重点４　循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大

## ≪再造林推進条例の概要≫

### 条例の概要

**基本理念（第３条）**

- 再造林の理解促進
- 効率化の推進、県産材需要の拡大
- 担い手の処遇と労働環境の向上
- 関係者の適切な役割分担と相互の連携

**各主体の責務・役割（第４条～第９条）**

**県**
施策の総合的かつ計画的な実施や市町村の実施する施策への協力、森林組合及び事業者の取組の促進など

**市町村**
県、事業者、森林所有者等との連携や情報の共有、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施など

**森林所有者**
所有する森林についての再造林の推進や県及び市町村が実施する施策への協力など

**森林組合**
森林所有者からの伐採等の相談対応や事業者等との連携、市町村等との連絡調整など

**事業者**
森林組合等との連携や県産材の積極的な活用、木材産業の振興事業活動を通じた再造林の推進など

**県民**
県産材の積極的な利用など

**基本施策（第10条～第14条）**

**再造林の推進に向けた気運の醸成**
県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成

**効率化の推進**
林業採算性が高い森林を優先的に再造林する区域の設定や森林の集積・集約化の推進、新しい技術の導入等への必要な施策や試験研究、技術開発の推進

**県産材需要の拡大**
木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等の推進や試験研究、技術開発の推進

**担い手・事業者の確保**
林業担い手の処遇及び労働環境の改善のための施策や多様な担い手確保のための施策、造林事業に取り組む事業者や新たに造林事業へ参入する事業者等への支援

**地域体制の整備**
森林組合を中心とした森林所有者からの伐採等の相談対応等を行う地域体制の整備

## 重点１　再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制等の充実

**【課題】**

県内森林所有者の大半が小規模・分散的で効率的な経営が困難であるがゆえに、多くの森林所有者の経営意欲が低下しています。こうした森林で持続的な森林経営を図るには、経営意欲のある者への森林の集積とともに、再造林強化区域への重点的支援が必要です。

**【取組概要】**

県民や関係者の再造林への意識の醸成を図りながら、地域再造林推進ネットワークが核となり、伐採跡地情報の共有や伐採者と造林者の連携を図るとともに、充実した支援により再造林を推進します。また、経営意欲のある者への林地の集積と施業の集約化をモデル的に取り組みます。

**取組項目１　再造林の意識醸成**

| | |
|---|---|
| 1 | 新聞広告やチラシ等の配布、啓発動画のインターネット配信等 |
| 2 | 省力・低コスト再造林に係る研修や意見交換、優良事例の周知等 |
| 3 | 幅広い世代への「森林環境教育」の実施 |

**取組項目２　地域再造林推進ネットワークの活動推進**

| | |
|---|---|
| 1 | 会員の確保や情報共有、再造林の調整等のネットワーク活動への支援 |
| 2 | 地域ごとの実情に応じた伐採者と造林者の連携強化 |
| 3 | 森林所有者からの相談等への対応に係る支援 |

**取組項目３　再造林への支援充実**

| | |
|---|---|
| 1 | 市町村と連携した造林、下刈りに対する嵩上げ支援 |
| 2 | 植栽未済地のうち林業採算性の高い区域における灌木等の除去への支援 |
| 3 | 伐採から搬出及び造林作業の連携に対する支援 |
| 4 | 水源地等の上流域で放置された伐採跡地における広葉樹造林への支援 |

**取組項目４　林地の集積・施業の集約化の推進**

| | |
|---|---|
| 1 | 経営意欲のある者への集積・集約化に係るモデル的実証 |
| 2 | 森林の相続等の相談事例の収集や分類、対応手順の検討 |

**【指標】**

○再造林面積　R6：2,079ha　→　R12：2,570ha

○再造林率　R5：78％　→　R12：90％

○地域再造林推進ネットワーク会員数

R6：173 事業体　→　R12：400 事業体

○経営意欲のある者への集積・集約化に係るモデル的実証面積

R6：0ha　→　R12：50ha

## 重点２　再造林を支える担い手・経営体の確保

**【課題】**

再造林に取り組む作業員や事業体が不足しているため、新たに林業事業に参入する事業体の支援や優秀な事業体を適切に評価・ＰＲし、意欲向上を図る取組が必要であります。また、林業労働災害防止に向けて、安全・安心な職場環境の構築が必須となっています。

**【概要】**

情報発信や林業体験等により就業のきっかけを作り、みやざき林業大学校での研修等を通じて、林業への就業者を確保・育成するとともに、再造林を支える造林作業員の待遇や就労環境の改善を図り、異業種や都市部からの新規参入を推進します。

また、経営感覚に優れ、環境に配慮した施業や再造林を実施することができる林業経営体を確保・育成します。

**取組項目１　新規参入者の確保**

| | |
|---|---|
| 1 | ガイダンスや就業相談会等の開催及びリクルートブック等の活用 |
| 2 | ＳＮＳやＨＰを活用した「林業」の発信 |
| 3 | 高校生向けの林業体験や造林現場におけるインターンシップの実施 |
| 4 | みやざき林業大学校における即戦力となる人材の確保・育成 |

**取組項目２　造林作業員の就労環境改善**

| | |
|---|---|
| 1 | 月給制や週休２日制の導入促進、作業員の所得向上への取組支援 |
| 2 | 福利厚生施設や安全装備の導入等による働きやすい就労環境の整備の推進 |
| 3 | ドローンを活用した森林調査や測量の実施、機械化による省力化・軽労化の推進 |

**取組項目３　多様な担い手の確保・育成**

| | |
|---|---|
| 1 | 林業イノベーションなどによる異業種や都市部等からの就業促進 |
| 2 | 林業への外国人材の受入れに向けた制度の周知や支援体制の構築 |
| 3 | ボランティア団体等による森林づくり活動の推進 |

**取組項目４　林業経営体の確保・育成**

| | |
|---|---|
| 1 | 「ひなたのチカラ林業経営者」や「認定林業事業体」の確保・育成 |
| 2 | 再造林に取り組む林業経営体に対する資機材等の整備や造林・保育作業に従事する新規就業の継続雇用の支援 |
| 3 | 森林組合運営の活性化や販売事業の拡大等による経営基盤の強化 |

**【指標】**

○みやざき林業大学校研修受講者数（累計）　　R6：2,965 人　→　R12：4,863 人

○林業就業者数　　R6：2,420 人　→　R12：○人（検討中）

○新規林業就業者数　　R5：210 人　→　R12：○人（検討中）

○林業イノベーションに取り組む事業体数（累計）　R5：54 者　→　R12：60 者

## 重点３　林業採算性の向上を図る新技術等の実装

【課題】

林業採算性の低さにより再造林経費の捻出が困難な状況であり、集積のほか、新しい技術を積極的に取り入れ採算性の高い、効率的な林業を営むためのコンテナ苗の増産や省力化・軽労化技術の普及等が必要となっています。

**【概要】**

活着が良く通年植栽が可能なコンテナ苗等の優良苗木の安定確保、機械地拵えや低密度植栽等による省力・低コスト再造林の普及・定着を図ります。

また、森林クラウドシステム等のデジタル情報基盤の構築やICT等を活用した効率的な森林施業の取組などのスマート林業を推進します。

**取組項目１　優良苗木の安定的な供給体制の構築**

| | |
|---|---|
| 1 | 苗木生産者に対する生産施設や生産経費の支援によるコンテナ苗の生産拡大 |
| 2 | 体系化した連続的な研修による経営的に安定した中核的な苗木生産者の育成 |
| 3 | 自家採穂園の整備やＤＮＡ分析の支援による品種の明確な花粉症対策苗木の安定供給体制の構築 |

**取組項目２　省力・低コスト再造林の普及・定着**

| | |
|---|---|
| 1 | 伐採で使用した機械を地拵え等に用いる機械地拵えや、コンテナ苗を活用した通年植栽の推進 |
| 2 | 林業採算性の高い区域における1ha当たり2,000本以下とする低密度植栽の定着 |
| 3 | 植栽後4回目以上の下刈りは必要な場合のみ実施するなど下刈り回数削減の促進 |

**取組項目３　スマート林業の推進**

| | |
|---|---|
| 1 | 森林クラウドシステムの機能強化やオープンデータ化等の推進 |
| 2 | レーザ計測による森林資源量等の把握や解析データを路網整備及び森林整備等に利活用する取組の推進 |
| 3 | ドローンを活用した森林調査や測量などの省力化・軽労化技術の普及啓発 |

**【指標】**

○コンテナ苗木生産量

R6：296万本　→　R12：372万本

○造林と伐採の連携による再造林面積

R6：384ha　→　R12：500ha

○林業イノベーションに取り組む事業体数（累計）【再掲】

R5：54者　→　R12：60者

○ICTを活用した森林管理・調査に取り組む事業体数（累計）

R6：22者　→　R12：40者

## 重点４　循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大

【課題】

再造林の原資となる県産材需要を高め、木材価格を高い水準で維持することで、森林所有者の再造林意欲を喚起することが必要です。また、木材利用自体が炭素貯蔵の重要な取組にもなることから、出口対策としての県産材利用拡大が必要となっています。

【概要】

「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業には確固たる木材需要が必要不欠であることから、品質・性能の確かな製材品の安定的かつ効率的な供給体制を構築します。

また、国内の住宅需要の減少が見込まれる中、非住宅・非建築分野での木材利用及び県産材製品の輸出により、県産材需要の拡大を図ります。

### 取組項目１　JAS 材、人工乾燥材、集成材等の低コストで安定的な生産体制の構築

| | |
|---|---|
| 1 | 人工乾燥機の導入や天然乾燥土場の整備、製品保管庫の設置 |
| 2 | JAS 材など高品質材の安定供給に向けた製材ラインの整備や製品流通の合理化・効率化 |
| 3 | 大径材の利用を含め木材加工の省力化・効率化等に向けた施設の整備 |

### 取組項目２　共同出荷等による物流の効率化・低コスト化

| | |
|---|---|
| 1 | 山元から製材等までの情報・流通ネットワークの構築 |
| 2 | 製材工場とプレカット工場等の連携、共同出荷による輸送の効率化など、関係者の連携による流通システムの構築 |
| 3 | 需要者ニーズに応えるマーケットイン型等の製品流通体制づくり |

### 取組項目３　非住宅・非建築分野における県産材の利用拡大

| | |
|---|---|
| 1 | 木造建築の高い設計スキルを持つ建築士の育成 |
| 2 | JAS 材の供給体制の整備 |
| 3 | 中大規模建築などの非住宅、家具などの非建築分野での利用拡大 |

### 取組項目４　県産材製品の輸出拡大

| | |
|---|---|
| 1 | 高度な木材加工技術を活かした、より付加価値の高い県産材製品の輸出拡大 |
| 2 | 韓国からのバイヤーの招へいや技術研修会の開催による建築技術者への支援、企業等のプロジェクト支援 |
| 3 | 台湾での商談会等の開催やコーディネーターの設置、常設展示場の開設、木材関係団体との連携構築 |
| 4 | 中国、ベトナム、米国等への県産材輸出可能性調査や企業等による海外市場開拓 |

**【指標】**

○人工乾燥材率

R6：64.1%　→　R12：64.2%

○製材品の全国シェア

R6：11.6%　→　R12：13%

○公共建築物における木造率

R5：19.1%　→　R12：35%

○県産材の製品輸出額

R6：675百万円　→　R12：1,000百万円

# 第６章　地域計画

## １　中部地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 86,939 ha | |
| 森林面積 | 50,123 ha (58%) | 県全体の 9%（県全体の森林率 76%） |
| 国有林面積 | 24,969 ha (50%) | |
| 民有林面積 | 25,154 ha (50%) | 県全体の 6% |
| 民有人工林面積 | 16,077 ha (64%) | |
| 森林蓄積 | 18,114,414 ㎥ | 県全体の 9% |
| 国有林蓄積 | 7,410,676 ㎥ (41%) | |
| 民有林蓄積 | 10,703,738 ㎥ (59%) | |
| 民有人工林蓄積 | 9,520,298 ㎥ (89%) | |
| 林内路網密度 | 28.5 m/ha | 県平均　39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 135 台 | 県全体　1,000 台 |
| 再造林面積 | 148 ha（再造林率 55%） | 県全体 2,242ha（再造林率 78%） |
| たけのこ生産量 | 172 t | 県全体　689 t (25%) |

### （２）地域の特性と課題

当地域は県の中央部に位置し、県庁所在地である宮崎市を含む１市２町からなり、森林に対する期待や要請は木材生産機能に比べて、水源の涵(かん)養や国土保全、保健休養機能等が高い傾向にあります。管内の３割を占める民有人工林のうち 36 年生以上の収穫可能な林分は８割強を占めており、素材生産が活発に行われています。

このような中、高齢化や後継者不在による経営意欲の低下等により植栽未済地が増加しており、再造林率は県平均より大幅に低いため、確実な森林再生を図るには、速やかな再造林を推進する必要があります。このため、令和６年度に、市町や森林組合と連携し、伐採事業者と造林事業者を会員とする「中部地域再造林推進ネットワーク」を設置し、再造林推進のための伐採地の情報共有などの取組を開始しています。

また、無断伐採等が疑われる事案や無秩序な開発が依然として発生していることから、未然防止の取組を強化し、適切に森林を管理していく必要があります。

さらに、管内では、スギを中心とする造林用苗木の生産が盛んですが、近年、通年植栽が可能なコンテナ苗の需要が高まっていることから、担い手不足等による生産量の減少への対応やコンテナ苗の生産体制の強化が必要となっています。

一方、市町における森林経営管理制度の取組については、モデル地区を設定し意向

調査実施前の事前調査や林地台帳の整備等を実施していますが、限られた職員数から作業が十分に進まず、体制の強化が求められています。

また、県内最大の景勝松林である一ッ葉海岸松林は、松くい虫被害が拡大しており、その保全と機能増進を図るため、関係機関と連携して松林の適正管理に取り組んでいます。

## （３）重点的な取組

### ①　適正な伐採と速やかな再造林の推進

環境保全や再造林に配慮した適正な伐採を推進するため、「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」の普及等を進めます。特に、無断伐採等の未然防止に向けて林業座談会等での森林所有者への注意喚起や警察官同行のパトロールを促進するなど、監視強化等に取り組みます。

また、速やかな再造林を推進するため、「中部地域再造林推進ネットワーク」での伐採から再造林までを円滑に進める仕組みづくりに取り組むとともに、ネットワーク会員の確保・指導や森林所有者に対する各種支援策の活用促進、担い手の確保及び資質向上を図ります。

さらには、安定した造林用苗木の生産体制の整備、ドローン活用等の低コスト造林技術の普及に努めます。

### ②　森林経営管理制度の推進

森林経営管理制度の推進主体である市町に対し、早期に対応していくための具体的な進め方や森林環境譲与税の有効活用に係る助言など、取組を積極的に支援します。

そのため、みやざき森林経営管理支援センターと連携しながら、市町及び森林組合との協議及び情報交換を通じて、地域全体の制度推進の底上げを図ります。

### ③　多様な主体による森林づくりの推進

一ツ葉海岸松林や諸県県有林等において、その保全と機能増進を図るため、管内に活動拠点を置くボランティア団体や企業等に対し、情報提供や助言、フィールド提供を行うなど、県民参加型の多様な主体による森林づくり活動を推進します。

## （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ①　再造林面積（ha） | (166)<br>148 | 250 |
| ②　スギ苗木生産量（万本）<br>（うちコンテナ苗） | 299<br>(58) | 300<br>(100) |
| ③　森林経営管理制度における意向調査実施累計面積（事前調査を含む）（ha） | 847 | 6,300 |
| ④　企業や森林ボランティアによる森林整備面積(ha) | 310 | 195 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## ２　南那珂地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 83,041 ha | |
| 森林面積 | 65,681 ha （79%） | 県全体の 11%（県全体の森林率 76%） |
| 国有林面積 | 28,871 ha （44%） | |
| 民有林面積 | 36,811 ha （56%） | 県全体の 9% |
| 民有人工林面積 | 22,697 ha （62%） | |
| 森林蓄積 | 22,179,405 ㎥ | |
| 国有林蓄積 | 9,281,127 ㎥ （42%） | |
| 民有林蓄積 | 12,898,278 ㎥ （58%） | |
| 民有人工林蓄積 | 11,065,295 ㎥ （86%） | |
| 林内路網密度 | 39.0 m/ha | 県平均 39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 121 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 387 ha（再造林率 79%） | 県全体 2,242ha（再造林率 78%） |
| たけのこ生産量 | 18 t | 県全体 689t （ 3%） |

### （２）地域の特性と課題

当地域は、400 年の歴史を持つ飫肥林業地域であり、江戸時代からスギを主体とした人工造林が進められてきました。民有林のうち標準伐期齢以上の林分が 78%を占めるなど、県内でもスギを中心とした人工林資源の成熟度が高い地域となっています。

このような中、林業採算性の悪化による森林所有者の経営意欲の低下や担い手不足など様々な要因により植栽未済地が発生するなど、森林資源の循環利用や公益的機能の低下が懸念されていることから、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の推進が重要となっています。

また、製材・集成材などの加工施設については、増加する大径材にも対応できる生産・加工・流通体制の整備を推進するとともに、木材の需要拡大に向けたさらなる取組が必要となっています。

### （３）重点的な取組

#### ①　適正な森林整備の推進

再造林を推進するため、南那珂地域再造林推進ネットワークによる伐採情報の共

有や再造林の調整等を進めるとともに、コンテナ苗の生産促進や一貫作業システムの定着及び秋植えなど、造林作業の効率化を推進します。

また、増加する下刈作業については、秋期の実施や造林用機械の導入、下刈から除伐施業への誘導など、労働力の分散、作業の軽労化・省力化を推進します。

さらに、不足している労働力を地域間及び異業種間で融通する取組等を支援するとともに外国人材の受入れ等を検討することにより林業担い手の確保・育成を図ります。

一方、森林所有者による適切な森林管理が進んでいない森林については、主体となる市の取組を支援し、森林経営管理制度の円滑な運営を図ります。

### ② 林業イノベーションの推進

航空機やドローンを活用した森林のレーザ計測により取得した地形や森林資源のデータを路網整備や森林整備計画等に活用するとともに、リモートセンシングを用いた効率的な境界明確化や経営意欲のある者への所有権移転に係るモデル的実証により、森林の集約化を推進します。

### ③ 生産・加工・流通体制の整備と木材の需要拡大

大径材にも対応できる生産・加工・流通に至る一貫した供給体制の整備を支援し、乾燥材や集成材等の品質・性能の確かな製品の生産体制を整備するとともに、市や関係業界・団体等と一体となって、飫肥杉のＰＲ活動による県外や海外への販路開拓を推進します。

さらに、管内の森林組合が参画する木材輸出戦略協議会による中国向け等の原木輸出が進んでおり、今後も世界の経済状況を把握しながら、輸出相手国のニーズに対応できる流通・供給体制の強化を図ります。

また、木材利用の意義などの普及活動を積極的に展開しながら、木造住宅の建築はもとより、公共施設等の木造化・内装木質化や土木事業等における木材利用、さらには、木工品など身近なところからの木材利用を促進します。

## （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ① 再造林面積（ha） | （386）<br>387 | 455 |
| ② スギコンテナ苗木生産量（万本） | 12.6 | 21 |
| ③ ドローン等による森林調査面積（ha） | 376 | 350 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## ３　北諸県地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 76,338 ha | |
| 森林面積 | 44,112 ha （58%） | 県全体の 8%（県全体の森林率 76%） |
| 国有林面積 | 21,560 ha （49%） | |
| 民有林面積 | 22,552 ha （51%） | |
| 民有人工林面積 | 16,639 ha （74%） | |
| 森林蓄積 | 16,051,652 ㎥ | 県全体の 8％ |
| 国有林蓄積 | 6,032,697 ㎥ （38%） | |
| 民有林蓄積 | 10,018,955 ㎥ （62%） | |
| 民有人工林蓄積 | 9,226,597 ㎥ （92%） | |
| 林内路網密度 | 37.3 m/ha | 県平均 39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 112 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 279 ha（再造林率 72%） | 県全体 2,242ha（再造林率 78％） |
| 生しいたけ生産量 | 1,729 t | 県全体 2,224t （78%） |

※再造林率は直近３か年の平均値

### （２）地域の特性と課題

当地域は、民有林の人工林率が 74％と県内で最も高く、うち標準伐期齢を超える林分が 80％に達する中、近年は大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働に合わせ伐採が高い水準で続いており、森林資源を持続的に確保するための再造林対策や市町が中心となり人工林を適正に管理する森林経営管理制度の運用が課題となっています。

また、南九州の陸上交通の要衝という地理的有利性から、管内３つの原木市場を中心に南九州一円から素材が集荷され、古くから地域の重要な産業として製材業及び家具製造業が発達しており、本県最大の木材加工業の集積地、製材品の供給基地として、県内はもとより県外へも出荷されています。

近年、住宅着工戸数が減少傾向にあるものの、輸入材から国産材への転換などから、国産材の価格競争力は高まっており、今後は消費者ニーズに応じたＪＡＳ材や乾燥材等の高品質材を安定的に出荷できる体制の強化や年々増加する大径材を効率的に加工できる生産ラインの整備及び販路の開拓が必要となっています。

一方、当地域では生しいたけの生産が盛んで、菌床栽培を中心に県内の生産量の約

78%に当たる約 1,729ｔを生産しています。管内では現在、有機ＪＡＳ及びＪ－ＧＡＰの認証を各１者の生産者が受けていますが、今後も有機 JAS や GAP 等の認証取得を視野に入れた生産振興・販路拡大が必要となっています。

### （３）重点的な取組

**①　持続可能な林業の確立に向けた再造林の推進**

将来的に安定した原木供給を確保するためには、持続的な林業を展開していくことが不可欠であることから、北諸県地域再造林推進ネットワークを中心に、森林組合等と連携しながらグリーン成長プロジェクトを推進し、再造林の推進及び担い手の確保等に取り組みます。また、再造林を推進するために必要なスギ苗木の確保や植栽・下刈り作業の低コスト化に努めるとともに、森林経営管理制度による人工林の管理促進について市町を支援していきます。

**②　ニーズに応じた製材品等の加工体制の整備と需要拡大**

消費者ニーズに応じた製材品を安定的に生産するため、製材ラインや人工乾燥施設等の施設整備により、品質・性能の確かなＪＡＳ材や乾燥材の供給体制を整備するとともに、今後も増加が見込まれる大径材を有効に活用し、非住宅・非建築分野での木造化・木質化を推進します。

**③　生しいたけ生産の推進**

生しいたけの品質向上や生産量を安定的に確保するため、種菌メーカーや研究機関等と連携して生産技術の向上を図るなど生産者を支援します。

また、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりから、国内外の農産物の流通において有機 JAS や GAP 等の認証が求められており、関係機関と連携しながら認証取得の普及・拡大に取り組みます。

### （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ①　再造林面積（ha） | (253)<br>279 | 319 |
| ②　スギコンテナ苗木生産量（万本） | 57 | 70 |
| ③　生しいたけ生産量(ｔ) | 1,729 | 2,606 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## ４　西諸県地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 93,127 ha | |
| 森林面積 | 66,012 ha （71%） | 県全体の 11% （県全体の森林率 76%） |
| 国有林面積 | 42,835 ha （65%） | |
| 民有林面積 | 23,178 ha （35%） | 県全体の 6% |
| 民有人工林面積 | 14,752 ha （64%） | |
| 森林蓄積 | 20,210,156 ㎥ | 県全体の 11％ |
| 国有林蓄積 | 11,184,143 ㎥ （55%） | |
| 民有林蓄積 | 9,026,013 ㎥ （45%） | |
| 民有人工林蓄積 | 7,724,117 ㎥ （86%） | |
| 林内路網密度 | 34.4 m/ha | 県平均 39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 122 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 189.29 ha (再造林率 76%) | 県全体 2,241.62ha （再造林率 78%） |
| 生しいたけ生産量 | 259 t | 県全体 2,224 t （12%） |

### （２）地域の特性と課題

当地域は、県内唯一の国立公園である｢霧島錦江湾国立公園｣を有し、雄大な霧島山系の景観や野生動植物の生息・生育地、湧水の水源林等として、森林の公益的な機能の増進・発揮が求められており、特に、｢ひなもり台県民ふれあいの森｣を有する地域の森林は、自然とのふれあいの場や森林環境教育の拠点としても期待されています。

しかし、シカやイノシシ等の野生鳥獣により、人工林をはじめ農林作物等への被害が深刻であり、生息数の適正管理や生息環境の整備が課題となっています。

一方、今後、収穫可能な林分の増加などから主伐の増加が見込まれますが、小規模な森林所有者が多く、後継者が不在であるなどといった理由から伐採後に再造林されない森林が増えるとともに、手入れの行き届いていない森林の増加が懸念されます。

このため、西諸地域再造林推進ネットワークを中心に主伐後の再造林を推進するとともに、「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税」等を活用した森林整備を推進していく必要があります。

### （３）重点的な取組

#### ①　森林資源の循環利用の推進

適正な森林施業を推進するため、市町や森林組合等と連携し、施業の集約化や林内路網・林業機械の整備等を進めます。

また、林業経営に適した森林については、主伐後の確実な再造林を推進するため、西諸県地域再造林推進ネットワークによる伐採と造林の連携や機械地拵えなどの一貫作業等による省力・低コスト再造林に積極的に取り組むとともに、生産者等と協力し苗木の増産を推進します。

さらに、公共建築物や民間施設等の木造・木質化を推進するとともに、公共事業における木材利用についても積極的に推進します。

#### ②　自然の恵みを身近に感じる共生の森づくりの推進

「ひなもり台県民ふれあいの森」を子どもから高齢者までが、自然とふれあう場や森林環境教育の拠点としての活用を推進するとともに、広葉樹の植栽など環境整備を図ります。

また、霧島連山やえびの高原等の登山道等について、環境省や森林管理署並びに関係市町との連携を密にして県管理施設の適正な維持・管理に努めます。

一方、当地域は、野生鳥獣による農林作物への被害も多いため、狩猟者の育成や捕獲体制の強化などを行い、有害鳥獣の被害防止対策に取り組みます。

#### ③　森林経営管理制度の推進等による適正な森林整備

ひなたのチカラ林業経営者の育成に努めるとともに、みやざき森林経営管理支援センターと連携しながら、林業経営に適した森林については、林業経営者へ経営・管理の再委託を進めるとともに、林業経営に適さない森林については、森林環境譲与税を活用して市町村が実施する森林整備を推進します。

### （４）指標

| 項　　目 | 現況値 | 目標値 |
|---|---|---|
| | 令和５年度 | 令和 12 年度 |
| ①　再造林面積（ha） | （169）<br>189 | 209 |
| ②「ひなもり台県民ふれあいの森」利用者数（人） | 78,793 | 100,000 |
| ③　シカ捕獲数（頭） | 5,440 | 2,800 |
| ④　経営管理権の設定累計面積（ha） | 22 | 30 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## ５　児湯地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 115,378 ha | |
| 森林面積 | 83,191 ha　(72%) | 県全体の 14%（県全体の森林率 76%） |
| 　国有林面積 | 26,587 ha　(32%) | |
| 　民有林面積 | 56,604 ha　(68%) | 県全体の 14% |
| 　　民有人工林面積 | 24,460 ha　(43%) | |
| 森林蓄積 | 26,026,331 ㎥ | 県全体の 14% |
| 　国有林蓄積 | 8,159,609 ㎥　(31%) | |
| 　民有林蓄積 | 17,866,722 ㎥　(69%) | |
| 　　民有人工林蓄積 | 12,433,636 ㎥　(70%) | |
| 林内路網密度 | 30.8 m/ha | 県平均 39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 98 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 153 ha（再造林率 68%） | 県全体 2,242ha （再造林率 78%） |
| たけのこ生産量 | 85　t | 県全体 689 t　　(12%) |

### （２）地域の特性と課題

当地域の上流域は、森林資源が充実し、比較的所有規模の大きな森林所有者が多く、林業生産活動が活発ですが、急傾斜地や崩壊等が発生しやすい脆弱な地質が多く、林内路網密度は県平均を下回っています。

また、林業経営に適した森林の伐採後は、再造林を確実に進めることが重要ですが、その担い手である管内の林業就業者は、令和２年の国勢調査によると 229 人で、平成 27 年の 199 人より増加しているものの、長期的には減少傾向にあります。

一方、下流域（東部海岸地域）は、零細な所有構造で林業に対する依存度は低く海岸松林などの公益的な森林や里山が中心となっておりますが、スギコンテナ苗や抵抗性マツ苗などの苗木生産が盛んな地域でもあります。

このような状況を踏まえ、上流域においては、充実している森林資源の循環利用を図るため、林業事業体の就労環境改善等を進め必要な労働力を確保し、着実な再造林を推進するとともに、林内路網や高性能林業機械等を整備し、搬出コストを削減する必要があります。

また、下流域においては、森林レクリエーション施設を活用した都市住民との交流促進や森林環境教育の実施、森林ボランティアや企業等による豊かな森林づくりへの

支援を行うとともに、海岸松林の保全を的確に図っていく必要があります。

さらに、依然としてシカ等の野生鳥獣による農林作物等への被害が多く、特に造林木の食害は、森林所有者の造林意欲の低下に繋がることから、広域的な視点で捕獲、被害防止対策等を推進する必要があります。

### （３）重点的な取組

#### ①　再造林の推進と木材の低コスト生産体制の整備

管内の豊富な森林資源を持続的に活用するため、西都児湯地域再造林推進ネットワークを中心に関係者が情報を共有し、一貫作業等による伐採後の速やかな再造林やドローンによる苗木運搬等によりコスト縮減を進め、再造林率の向上に努めます。

また、林道・森林作業道などの路網や高性能林業機械等の生産基盤の整備はもとより、森林の経営管理の集約化に取り組み、搬出コスト等の縮減を図り、木材の安定供給を推進します。

#### ②　地域林業を支える担い手の確保・育成

地域林業のリーダーとなる林業後継者や林業事業体を育成するため、林業研究グループを対象にした研修会等や林業事業体への事業説明等を実施します。

また、新規就業を促進するため、林業事業体における就労環境の改善を支援するとともに、ドローン活用等の造林作業の省力化・軽労化に繋がる取組を推進します。

さらに、林業労働安全衛生を確保するため、安全研修の受講、高性能林業機械の導入、安全装備の活用等を促進して、労働災害ゼロを目指します。

#### ③　鳥獣被害防止対策の推進

「児湯地区鳥獣被害対策特命チーム」を中心に、広域的な視点から捕獲や被害防止対策等を行う「鳥獣被害対策緊急プロジェクト」の取組を推進します。

### （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ①　再造林面積（ha） | (148)<br>153 | 205 |
| ②　林内路網密度（m／ha） | 30.8 | 32.0 |
| ②　新規林業就業者数(人) | 21 | 13 |
| ③　シカ捕獲数（頭） | 3,352 | 1,600 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## ６　東臼杵地域

### （１）地域の現状

| 区　分 | 数　量 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 249,900 ha | |
| 森林面積 | 216,638 ha　(87%) | 県全体の 37%（県全体の森林率 76%） |
| 　国有林面積 | 21,397 ha　(10%) | |
| 　民有林面積 | 195,241 ha　(90%) | 県全体の 48% |
| 　　民有人工林面積 | 110,311 ha　(57%) | |
| 森林蓄積 | 69,812,239 ㎥ | 県全体の 36% |
| 　国有林蓄積 | 5,334,969 ㎥　( 8%) | |
| 　民有林蓄積 | 64,477,270 ㎥　(92%) | |
| 　　民有人工林蓄積 | 49,003,031 ㎥　(76%) | |
| 林内路網密度 | 42.1 m/ha | 県平均 39.2m/ha |
| 高性能林業機械 | 290 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 912 ha（再造林率９１%） | 県全体 2,242ha（再造林率 78%） |
| 乾しいたけ生産量 | 152 t | 県全体 310 t　(49%) |
| シキミ生産量 | 14,835 千本 | 県全体 14,879 千本(99%) |
| 木炭生産量 | 240 t | 県全体 252 t　(95%) |

### （２）地域の特性と課題

当地域は、本県民有林面積の 48%を占めており、県内最大の林業地帯となっています。特に、民有人工林は、スギを主体とした針葉樹が 88%を占め、36 年生以上の収穫可能な林分が７割を超えるなど森林資源が成熟しています。

このような中、活発な木材生産に伴う主伐が増加する一方で、森林資源の循環利用に向けた再造林や境界の明確化等による無断伐採の防止など、森林の適切な経営・管理の推進が、重要な課題となっています。

また、県内素材生産量の３分の１が地域内で集積され、全国でも有数の国産材供給基地となっていますが、新たな木質バイオマス発電施設の進出、原木輸出等により原木需要は拡大しており、原木の安定確保、供給体制の整備・拡充が課題になっています。

一方で、新設住宅着工戸数の減少による需要の減退に対応するため、住宅分野や非住宅分野における県産スギ材が使われていない部材への活用や販路開拓など新たな木材需要創出に向け、耳川木材加工団地を核として地域内の製材工場が連携した耳川ブランド材の品質向上や安定供給を図る出口戦略が重要となっています。

一方、中山間地域での貴重な換金作物である乾しいたけをはじめ、シキミや白炭（備長炭）など、特用林産物の生産が盛んですが、生産者の高齢化等に伴い、生産量の減少が懸念されています。

また、林業経営の意欲減退に繋がり兼ねないイノシシ・シカ・サル等野生鳥獣による農林産物への被害については、地域全体での防除と、有害鳥獣の捕獲による適正な個体数の管理等が必要となっています。

### （３）重点的な取組

#### ①　森林資源情報の高度化と再造林の推進

ICT を活用した森林資源情報の精度向上と森林施業及び林地の集約化を図る森林経営計画制度の普及に努めます。

また、適正な再造林に必要な優良苗木の計画的かつ安定的な供給体制の整備・拡充を推進するとともに、伐採と造林の一貫作業や下刈りの省力化、造林、下刈りの作業時期の分散、早生樹の導入など、低コスト林業の普及に努めます。

さらに、地域再造林推進ネットワークが核となり、伐採地情報の共有や伐採者と造林者の連携を促進するとともに、充実した支援により速やかな再造林を推進します。

#### ②　原木の安定供給及び効率的な加工・流通体制の整備

路網整備や高性能林業機械等の導入による素材生産性の向上と原木の安定供給体制の整備を推進します。

また、需用者ニーズの高い品質の確かな製材品や木質バイオマスの安定的な供給体制を整備するため、川上から川下までの林業・木材産業関係者の合意形成に基づいた木材サプライチェーンの構築を推進します。

#### ③　安定した林業経営と中山間地域の振興に必要な担い手の確保・育成

特用林産物の生産振興を図るための生産基盤の整備、生産物の品質向上、安定供給体制の強化及び販路の確保等による産地づくりを推進します。

また、農業関係者と連携した鳥獣被害防止対策と捕獲対策の推進及び新規狩猟者の確保・育成に努めます。

さらに、地域の重要な担い手となる森林組合や林業研究グループ、ひなたのチカラ林業経営者等の育成に努めます。

### （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ① 再造林面積（ha） | (889)<br>912 | 912 |
| ② スギコンテナ苗木生産量（万本） | 84 | 91 |
| ③ 乾しいたけ生産量（ｔ） | 152 | 211 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

## 7　西臼杵地域

### （１）地域の現状

| 区　　分 | 数　　量 | 摘　　　要 |
|---|---|---|
| 総土地面積 | 68,693 ha | |
| 森林面積 | 59,710 ha (87%) | 県全体の 10%（県全体の森林率 76%） |
| 　国有林面積 | 11,459 ha (19%) | |
| 　民有林面積 | 48,250 ha (81%) | 県全体の 12% |
| 　　民有人工林面積 | 25,030 ha (52%) | |
| 森林蓄積 | 20,039,133 ㎥ | 県全体の 10% |
| 　国有林蓄積 | 2,593,205 ㎥(13%) | |
| 　民有林蓄積 | 17,445,928 ㎥(87%) | |
| 　　民有人工林蓄積 | 13,493,117 ㎥(77%) | |
| 林内路網密度 | 46.7 m/ha | 県平均 39.2 m/ha |
| 高性能林業機械 | 122 台 | 県全体 1,000 台 |
| 再造林面積 | 173 ha (再造林率 66%) | 県全体 2,242ha （再造林率 78%） |
| 乾しいたけ生産量 | 82 t | 県全体 310 t (26%) |

### （２）地域の特性と課題

当地域は、祖母・傾や九州中央山地など３つの自然公園を擁する豊かな自然環境と森林資源に恵まれた地域で、木材生産としいたけ栽培などによる複合経営が営まれ、林業が地域の基幹産業の一つとなっています。

民有人工林の 83%が標準伐期齢以上の利用可能な林齢に達し、県内の大型製材工場や木質バイオマス発電施設の本格稼働に加え、管内では県森林組合連合会の林産物流通センターの施設の充実が図られ、管内の素材生産活動は益々盛んになっています。

一方、伐採後の再造林対策が重要となっているため、優良な苗木生産体制の強化や伐採作業と造林作業の連携など効率的な再造林体制の構築はもちろん、森林環境譲与税の効果的な活用と森林経営管理制度による手入れの行き届かない森林の整備を推進していくことが求められています。このような中、日之影町においては、地域林政アドバイザーを雇用し、集積計画を作成し、市町村森林経営管理事業で間伐を実施するなど県内でもモデル的な取組が行われています。

また、乾しいたけ生産は、県全体の 26%を占めており、今後とも高品質を維持し、県内外での消費拡大を図る必要があります。

さらに、林業担い手の確保・育成については、各種補助事業を通じた支援や森林環

境教育及び木育を通じた森林・林業の普及啓発を継続していく必要があります。

### （３）重点的な取組

#### ①　再造林対策による持続可能な林業の確立

再造林に繋がる適切な森林経営が行われるよう、西臼杵地域再造林推進ネットワークを中心に、関係者が連携した再造林対策に取り組むとともに、各町が行う森林経営計画策定の支援や伐採作業と造林作業の連携の推進に努めます。

また、森林施業の省力化・効率化技術の導入、確実な獣害対策に向けた研修会や検討会を実施します。

さらに、少花粉スギコンテナ苗生産体制整備とコンテナ苗植栽を推奨することにより、地域内の優良苗木自給率を上げ、再造林率向上と苗木の地産地消を図ります。

#### ②　森林経営管理制度と森林環境譲与税を有効利用した森林管理

林業経営の効率化や森林管理の適正化を一体的に進めるため、みやざき森林経営管理支援センターと連携しながら、制度の運用や森林環境譲与税の有効活用に関する説明会等を通じて情報共有を図り、各町への支援を強化します。

#### ③　林業担い手の確保・育成

各種補助事業を活用した「人づくり」「就労環境づくり」を推進し、林業担い手の確保・育成対策に総合的に取り組みます。また、林業研究グループの活動を支援し、林業後継者の育成を推進するとともに、管内の小中学校への継続的な森林環境教育や木育を通した森林・林業の普及啓発を図ります。

#### ④　魅力ある地域資源を活用した西臼杵の活性化

関係団体と連携した研修会等の開催により品質や生産技術の向上と有機ＪＡＳ等認証取得に対する支援により、「みやざき乾しいたけ」の生産基盤や供給体制の整備を促進し、短期換金作物である乾しいたけの県内外への消費拡大を図ります。

### （４）指標

| 項　　目 | 現況値<br>令和５年度 | 目標値<br>令和 12 年度 |
|---|---|---|
| ①　再造林面積（ha） | (150)<br>173 | 220 |
| ②　経営管理権の設定累計面積（ha） | 5 | 20 |
| ③　新規林業就業者数（人） | 16 | 15 |
| ④　乾しいたけ生産量（ｔ） | 82 | 121 |

※再造林面積の（　）書きは直近３か年の平均値

# 第７章　計画の実現に向けて

## １　関係者の役割

この計画を実現していくためには、森林所有者や行政等が密接に連携・協力するとともに、森林から様々な恩恵を受けている県民一人ひとりが森林や林業のことについて考え、それぞれの立場で行動することが必要です。

また、森林計画制度や森林経営管理制度に基づき、国・県・市町村がそれぞれの役割に応じて実効性の高い施策を効果的に推進することが求められています。

このため、県民や森林所有者、行政等の役割を明確にし、それぞれの理解と協働により、この計画の実現に取り組むこととします。

| 区　　分 | 期　待　さ　れ　る　役　割 |
|---|---|
| 県　　民 | ○　森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解<br>○　森林・林業について理解を深めることを目的とした森林環境教育、森づくり活動等への積極的な参加<br>○　木材利用の意義の認識と暮らしのあらゆる場面での県産材利用 |
| 森林所有者<br>(林業経営体) | ○　森林の有する公益的機能の重要性を認識した市町村森林整備計画に適合する森林の適正な管理<br>○　所有山林について、経営管理の一貫として再造林に努める<br>○　森林境界の保全、自ら管理できない森林の市町村を通じた「ひなたのチカラ林業経営者」への委託などによる適正な森林管理<br>○　市場のニーズに応じた原木の計画的な安定供給<br>○　持続的な森林経営に向けた収益性の高い効率的な施業、経営の集約化及び後継者の育成 |
| 林業事業体<br>(森林組合) | ○　効率的で環境に配慮した施業による持続的な森林経営<br>○　再造林の実施、伐採・造林事業者間の連携及び情報交換<br>○　合法性を担保した原木の持続的な安定供給<br>○　専門的な技術・知識を有する林業技能者の育成<br>○　「ひなたのチカラ林業経営者」への登録などの能力向上<br>○　労働環境の改善や労働災害防止<br>【森林組合】<br>○　森林所有者からの相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等<br>○　地域林業の重要な担い手としての森林の整備・保全、健全で多様な森林づくり<br>○　施業集約化、合意形成及び森林経営計画の作成・実行の支援 |
| 木 材 産 業 | ○　多様なニーズに対応した製品の安定供給、新たな用途・製品の開発<br>○　新たな県産材の需要・販路の開拓<br>○　県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じた再造林の推進<br>○　高度な加工技術者の確保・育成 |

| 区　分 | 役　　　割 |
|---|---|
| 市　町　村 | ○　県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携した再造林の推進<br>○　関係者との合意形成を図った市町村森林整備計画の策定<br>○　市町村森林整備計画に基づく森林所有者、森林組合及び林業事業体の指導並びに計画的な森林整備の推進<br>○　森林経営計画に基づく効率的で持続的な森林経営の推進<br>○　森林経営管理制度に基づく森林所有者が自ら管理できない森林などの適切な経営管理の推進<br>○　森林整備及びその促進に向けた森林環境譲与税の有効活用<br>○　木づかい運動による県産材の利用推進<br>○　林業事業体や林業後継者の育成支援 |
| 県 | ○　山村地域の持続的発展推進会議（山会議）等を通じての関係者の意見を踏まえた具体的な施策の展開<br>○　森林資源の保続、広域的な視点にたった地域森林計画の策定<br>○　市町村森林整備計画の策定への助言や再造林に関する施策など市町村への支援<br>○　林地台帳に反映させる森林簿の精度向上、情報共有化等による森林経営管理制度の主体となる市町村の支援<br>○　再造林に関する事業者の取組や関係者間の連携への支援<br>○　森林ボランティア等多様な主体が行う森林整備の支援<br>○　森林環境教育や木育の推進による県民の森林・林業に対する意識の醸成、木材利用の普及・啓発 |

## 2　国有林との連携

本県の森林の約３割は国有林となっており、豊かな自然環境の形成や県土の保全、水源の涵(かん)養等の重要な役割を果たしていることから、森林整備や木材の安定供給、担い手の育成等の取組をはじめ、森林・林業技術者の人材養成や森林環境教育、県民参加の森林づくり、森林管理・林業技術の交流などにおいて、国有林との一層の連携を図っていきます。

## 3　地域再造林推進ネットワークとの連携

森林組合を中心に素材生産事業体、造林事業体等で構成され、伐採個所の情報等の共有や再造林に向けた調整を行う地域再造林推進ネットワークと連携して再造林対策を強力に推進していきます。

## 4　計画の進行管理

計画の進行管理を適切に行うため、毎年度、計画の実績と成果を把握し、基本計画の着実な推進や成果を重視した施策の展開に努めるとともに、ホームページなどを活用して、県民等に公表します。